

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	131 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	114 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	112 件
国民年金関係	54 件
厚生年金関係	58 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から 54 年 12 月まで  
② 昭和 55 年 6 月

私は、両親に国民年金の加入を勧められ、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請手続を行った。その際、窓口で 20 歳まで遡って保険料を納付した方がよいと言われたため、分割で納付書を作成してもらい保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 56 年 10 月に払い出されており、申立人は、55 年 1 月以降当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、上記手帳記号番号払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、当該期間の前後の期間の保険料は過年度納付されていること、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の両親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、上記手帳記号番号払出時点では当該期間は保険料の免除申請手続を行うことができない期間であるほか、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間直後の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 57 年 2 月 18 日に納付されていることが当時の国民年金被保険者台帳で確認でき、当該納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年10月までの期間及び62年7月から63年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月から61年10月まで  
② 昭和62年7月から63年1月まで

私の妻は、昭和63年8月頃に市役所に出向いて、私の国民年金について相談し、遡って納付することができる私の国民年金保険料額を計算してもらい、申立期間の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和61年7月から同年10月までの期間及び申立期間②については、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人が63年7月に婚姻して間もなく申立人の国民年金保険料の未納の案内が届いたため、申立人の妻が市役所に出向いて相談し、遡って納付することができる保険料額を計算してもらい、納付したと具体的に説明しており、申立人の義母も申立人の国民年金の件と一緒に市役所に相談に出向いたことを記憶していると説明していることなどから、当時、申立人の妻が遡って申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当該期間の保険料は、妻が遡って納付したと説明する63年8月時点で過年度納付することが可能であり、納付したと説明する金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているほか、申立人の国民年金の手帳記号番号は60年3月頃に払い出されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和60年6月から61年6月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は申立人の妻が保険料を遡って納付したとする63年8月の時点では時効により保険料を納付することができない期間であったなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 62 年 7 月から 63 年 1 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月から 42 年 10 月まで  
② 昭和 49 年 3 月から 51 年 6 月まで  
③ 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで  
④ 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで  
⑤ 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 60 年以降は金銭的にかなり余裕があり、何度か未納となっていた国民年金保険料を遡って納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、6 か月と短期間であり、当該期間直前の期間は国民年金保険料の申請免除期間であり、申立人は、当該期間直後から 60 歳になるまでの保険料を全て納付し、60 歳到達後の任意加入期間の保険料も全て納付していること、当該期間後に申立人が居住していた町の保険料検認及び免除記録では、当該期間の納付記録欄に納付済みの記載があることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、当該期間の保険料を納付したとする昭和 60 年以降の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が 60 歳後に居住していた町の相談メモから、当該町は、申立人の 60 歳到達時点での厚生年金保険加入月数、保険料納付済月数及び受給資格期間を満たすために必要な納付月数を計算し、申立人に 60 歳後の任意加入を促していたことが推認でき、申立人は、当該相談時点で自身の保険料納付済月数

を把握していたと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 50 年 3 月まで

私の妻は、昭和 49 年頃に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、妻は区報や区役所の掲示物を見て、過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付できることを知り、夫婦二人分の未納期間の保険料を近くの金融機関で納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 11 月に夫婦連番で払い出されており、申立人は同年 4 月以降国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付していたとする妻は夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しており、妻の当該期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 44 年 9 月から 49 年 12 月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された 50 年 11 月は第 2 回特例納付実施期間中であったが、申立期間のうち 48 年 4 月から同年 9 月までの期間は、第 2 回特例納付の対象期間ではなく、時効により保険料を過年度納付することもできない期間であること、申立人の妻は、区職員から今から 60 歳になるまで保険料を全て納付すれば、将来年金が受給できると教えられたと説明しているが、申立人は手帳記号番号払出時点で特例納付をしなくても 60 歳に到達するまで保険料を納付すれば、年金の受給資格期間を満たすことが可能であり、特例納付しなければならない状況になかったことな

ど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年3月まで

私は、平成9年5月頃に国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料を納付しておらず、経済的に余裕ができた同年12月頃に遡って未納分の保険料を数回に分けて納付した。申立期間の保険料は、手持ちの現金と預金口座から引き出した数万円とを併せて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人が納付したと説明する申立期間の月額保険料額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の年金手帳は平成9年5月に交付されており、この時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直前の8年5月及び同年6月の保険料は、9年10月6日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるほか、申立期間直後の9年4月から同年6月の保険料は同年9月に現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から同年12月まで  
② 平成6年6月から7年2月まで

私は、平成5年6月末に厚生年金保険適用事業所を退職した後1年以上経過してから、国民年金保険料の未納分の納付書がまとめて送付されてきたので、私と妻が2、3回に分けて最寄りの郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年4月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直前の6年4月及び同年5月の保険料は8年5月28日に過年度納付していることが確認でき、この納付時点でも当該期間の保険料は過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間を含め保険料を遡って納付したとする納付期間、納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が自身に代わって半分くらい納付していたと説明している妻も当該期間の納付時期及び納付額に関する記憶が定かでない。また、申立人は申立期間を含む未納分の保険料を2、3回に分けて納付したと説明しているが、申立期間直後の平成6年1月から同年3月までの期間の保険料は8年2月29日に、6年4月及び同年5月の保険料は8年5月28日に、7年3月の保険料は9年4月17日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立期間①及び②を含む納付回数は少なくとも5回以上は必要であったと考えられるほか、それぞれの納付時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその妻が当該期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私は、20 代の時に区から年金の案内が来ていたものの国民年金保険料を納付せずにいたが、20 代後半になって保険料は納付しなければいけないと思い直し、昭和 52 年に国民年金に加入し、遡って 2 年分の保険料をまとめて納付した。その後は、全て年度内に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は申立期間を除き昭和 50 年 4 月から 60 歳に到達するまでの期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間を含め昭和 50 年代は区の集金人に保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた区では 37 年 4 月から 59 年 3 月までの期間は徴収員による保険料の収納業務を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から54年9月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和52年1月頃に国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、私が父又は母に保険料を預け、父は郵便局において、母は金融機関においてそれぞれ納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、オンライン記録によれば、12か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年9月に払い出されていることが確認でき、当該期間の保険料は、過年度納付することが可能である。さらに、申立人が所持する保険料の領収証書によれば、申立期間②の直後の期間である56年4月から同年7月までの4か月分の保険料が、同年10月28日に金融機関において現年度納付されていることが確認でき、申立期間②の保険料は、この現年度納付の時点においては、過年度納付することが可能であり、申立人は、「勧められれば、遡って納めたと思う。」と説明していることなどから、申立人の主張に不自然さは見られない。
- 2 一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人の手帳記号番号は、申立人が主張する昭和52年1月頃ではなく、56年9月に払い出されていることが確認でき、申立期間①当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、52年1月から54年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保

険料を納付することができない期間である。また、申立期間①のうち、同年7月から同年9月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人が申立期間①及び②の保険料を預け、当該保険料を納付したとする申立人の両親から当時の状況を聴取することが困難なため、当該期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の両親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の両親が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年4月から 56 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。婚姻後の保険料の納付については、よく憶えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、婚姻日と同日に区に転出しており、申立期間直後の昭和 56 年 4 月から国民年金の第 3 号被保険者資格を取得する直前の 61 年 3 月までの 60 か月分の保険料を納付しているほか、申立人の年金手帳には婚姻後の転出先の住所地が記載され、転出前の住所地である町が作成した国民年金被保険者名簿においても転出したことが記載されているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年3月まで

私は、昭和49年9月頃、結婚を契機に区役所で国民年金に加入した際、20歳時まで遡って国民年金保険料を納付するように言われたが、一括での納付は経済的に無理だったので10回程度の分割で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に国民年金に加入し、20歳時まで遡って国民年金保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻当時の昭和49年9月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の48年4月から49年3月までの期間の保険料を過年度納付しており、以後の国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、当時同居していた申立人の両親は国民年金制度発足時から60歳に到達するまで保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの期間及び63年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年3月まで  
② 昭和63年4月

私たち夫婦は、昭和54年4月に私が転職したので、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。妻が59年12月に厚生年金保険に加入してからも、妻が私の保険料を忘れずに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、6か月及び1か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①については、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであること、当該期間直後の昭和60年4月から同年6月までの期間の保険料は同年7月に現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点でも当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間直前の昭和63年3月の保険料を同年4月に納付し、当該期間直後の同年5月の保険料を同年8月に納付（同年5月は厚生年金保険加入期間であったため、当該納付済保険料は、同年8月11日に62年7月分の保険料に充当し、残額を還付する旨の決議が行われ、同年9月に還付が行われている。）していることがオンライン記録で確認できること、平成2年6月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、その作成時期からみて当該納付書は当該期間の保険料に係るものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 11 月まで  
私たち夫婦は、昭和 54 年 4 月に夫が転職したので、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 7 月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、同年 4 月以降申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人夫婦の国民年金被保険者名簿の納付記録から、納付日が確認できる昭和 54 年度の保険料は夫婦同一日に納付されていること、申立人が保険料を納付していたとする夫は、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しており、申立期間のうち 58 年 4 月から 59 年 9 月までの期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料の納付を忘れないように気をつけてきた。申立期間の前後の期間の保険料が納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 48 年 10 月に払い出されており、申立人は同月以降平成 20 年 12 月まで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が所持する領収証書から申立期間直後の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を同年 8 月に、同年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を同年 11 月に、53 年 1 月から同年 3 月まで期間の保険料を同年 2 月にそれぞれ現年度納付していることが確認でき、これらの納付時点で申立期間の保険料を過年度納付することも可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 5 月の国民年金保険料については、重複して納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書と口座振替で重複納付したことを証明する資料を持っている。別の月分の保険料として納付期間を変更したとするなら、その証拠を示してほしい。重複納付した申立期間の保険料が還付されないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む国民年金保険料を納付したことを示す領収印のある領収証書及び申立期間の保険料として口座振替された記録がある銀行預金通帳を所持しており、申立期間の保険料を重複納付していたことが確認できる。

また、申立人は、区が送付していたとする重複納付した保険料をほかの期間に変更したとの書類を受け取った記憶は無いと説明している一方、申立期間当時申立人が居住していた区を所管する年金事務所では、保険料を重複納付した場合、当該区では同年度内であれば還付処理をせず、納付した月の翌月以降の保険料として収納処理を行っていたものと推測されると回答しているが、社会保険庁（当時）ではこのような場合に当たっての事務処理方法及び被保険者への通知等を記載した要領や指導通知を作成し市区町村に示した記録は無く、当該区で重複納付した保険料を期間変更して収納処理したとする資料及び申立人に対して発出した文書、通知等は保存されておらず、重複納付された保険料を期間変更して収納処理したことを証することはできないほか、申立期間の保険料が重複納付したことにより還付されたことを示す資料は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年3月まで  
私は、20歳になった頃に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、市役所の窓口に行き保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、保険料の納付場所、納付方法について具体的に説明しており、申立人が納付したとする保険料額は申立期間当時の月額保険料とおおむね一致しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間内の平成5年1月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで  
私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と併せて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間直後の昭和51年1月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料と自身の保険料を併せて納付していたとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年6月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人の妻が申立期間の保険料と説明する金額は当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私の夫は、婚姻後に私の国民年金の再加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を納付してくれていた。夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き昭和45年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間中の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料を含め、年金を満額受給できる期間の保険料を納付している。

また、申立人の夫は昭和47年5月の婚姻後に申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失による国民年金の再加入手続を行ったと説明しており、この再加入手続は48年5月30日までの期間に行われていることが区の転入者台帳整理カードで確認できることから、遅くとも同年5月の再加入手続時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 7 月 27 日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成 19 年 7 月 27 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 7 月 27 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 57 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
19995	男		昭和38年生		13万 円
19996	男		昭和45年生		6万 円
19997	男		昭和36年生		11万 円
19998	男		昭和44年生		4万 円
19999	女		昭和21年生		2万 5,000円
20000	男		昭和43年生		3万 円
20001	男		昭和49年生		20万 円
20002	男		昭和45年生		8万 5,000円
20003	男		昭和25年生		7万 5,000円
20004	男		昭和22年生		15万 円
20005	男		昭和43年生		15万 円
20006	女		昭和19年生		2万 円
20007	男		昭和27年生		2万 5,000円
20008	女		昭和23年生		15万 円
20009	男		昭和42年生		2万 円
20010	男		昭和46年生		3万 円
20011	女		昭和22年生		2万 円
20012	女		昭和35年生		9万 円
20013	男		昭和24年生		6万 円
20014	男		昭和23年生		2万 円
20015	男		昭和59年生		1万 5,000円
20016	男		昭和42年生		8万 円
20017	男		昭和25年生		20万 円
20018	女		昭和22年生		1万 5,000円
20019	男		昭和32年生		13万 円
20020	女		昭和19年生		2万 円
20021	男		昭和22年生		5万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20022	男		昭和46年生		12万 円
20023	男		昭和24年生		15万 円
20024	男		昭和42年生		10万 円
20025	男		昭和48年生		3万 円
20026	男		昭和34年生		13万 円
20027	男		昭和20年生		3万 円
20028	男		昭和24年生		5万 円
20029	男		昭和22年生		1万 5,000円
20030	男		昭和31年生		1万 3,000円
20031	男		昭和15年生		1万 7,000円
20032	男		昭和24年生		2万 円
20033	男		昭和24年生		5万 円
20034	男		昭和17年生		3万 円
20035	男		昭和18年生		2万 円
20036	男		昭和14年生		1万 円
20037	男		昭和25年生		13万 円
20038	女		昭和26年生		1万 円
20039	男		昭和36年生		8万 円
20040	女		昭和19年生		2万 5,000円
20041	男		昭和23年生		1万 円
20042	女		昭和26年生		1万 5,000円
20043	女		昭和22年生		1万 5,000円
20044	女		昭和24年生		1万 5,000円
20045	女		昭和24年生		1万 5,000円
20046	男		昭和23年生		3万 円
20047	男		昭和23年生		1万 円
20048	男		昭和16年生		1万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20049	男		昭和24年生		1万円
20050	男		昭和23年生		1万円
20051	男		昭和24年生		1万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 6 月 21 日まで  
② 昭和 46 年 6 月 21 日から同年 10 月 12 日まで

年金記録の照会をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期には、日本を出国しているため、脱退手当金の請求及び受給ができる可能性は無く、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている健康保険証（厚生年金保険）の整理番号欄の申立人の前後各 50 名のうち、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 10 月 12 日の前後各 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 12 名の女性被保険者について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め 4 名にしか支給記録が無く、しかも、申立人は、同社に係る被保険者期間が 4 か月と短いことから、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、B社及びA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄については、標準報酬月額額の改定年月及び金額に不鮮明な箇所は無く、オンライン記録と一致しているにもかかわらず、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額が法定支給額と 5,760 円と大幅に相違しており、しかも、その理由は不明であることから、当該脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていたとは言い難い。

さらに、申立人は、「申立期間②に係るA社を資格喪失する前に日本を出国しているため、脱退手当金の請求及び受給ができる可能性は無いし、同社へ代理請求の依頼もしていない。」と申し立てているところ、申立人が所有しているパスポートにより、申立人が主張しているとおおり、同社において資格喪失する直前の昭和 46 年 10 月 10 日に出国したことが確認でき、当該資格喪失日から約 1 か月で、C国在住中の同年 11 月 18 日

に脱退手当金の支給決定がされていることを踏まえると、申立人が脱退手当金の請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月1日から41年10月31日まで  
平成2年又は3年頃に年金記録を確認して、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。長年世話になった事業所に出かけて、調べてもらうことに気が進まず長い期間が過ぎたが、日本年金機構からの確認はがきが届き、受給した記憶が無いので、申し立てた。当該脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年10月31日の前後各3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を有する10名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録において支給記録がある者は申立人を含め2名と少なく、申立人以外の1名の支給記録が有る者から同社における当時の脱退手当金の取扱状況等について聴取しても、事業主による代理請求をうかがうことができないことを踏まえると、同社では代理請求を行っておらず、申立人についても、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金支給決定日である昭和42年4月25日より約5か月前の41年11月\*日に婚姻し、改姓していることから、仮に、申立人が当該請求をしたとすれば、改姓後の姓により行ったものと考えられるため、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から32年9月30日まで  
年金受給の手続をしたときに、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知ったが、会社を退職したときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の制度も知らなかったので、受給できるはずがない。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に勤務したA社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。そして、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が申立期間より前に勤務した同社において厚生年金保険の被保険者となったときに払い出されているものであるが、申立人に対する脱退手当金の支給事務手続を行った社会保険事務所(当時)では、当該脱退手当金の支給事務手続において、当該被保険者記号番号から、その払出社会保険事務所が特定でき、当該社会保険事務所に照会することにより、同社における被保険者期間が把握でき、当該期間も支給できたはずであるにもかかわらず、同社における被保険者期間が未支給となっていることから、適正な事務処理が行われていたとは言い難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においては、表面に申立期間(43か月)とA社で勤務した被保険者期間(3か月)の計46か月とそれぞれの標準報酬月額が記載されているにもかかわらず、裏面の保険給付欄には、「資格期間」が43か月、「支給金額」が9,340円と記載されており、同社の被保険者期間を除いた申立期間のみの支給記録が記載されていることが明らかな上、資格期間43か月で支給額を計算しても9,340円とはならないことなどを踏まえると、脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていないことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和43年8月5日、資格喪失日は45年12月13日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年8月から44年7月までは4万5,000円、同年8月から同年10月までは6万円、同年11月から45年9月までは8万円、同年10月及び同年11月は7万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月5日から45年12月13日まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には友人の氏名を借りて勤務していたので、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、友人の氏名を借りてA社B工場に勤務していたと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人が借りたとしている友人の氏名で、同社同工場において昭和43年8月5日に被保険者資格を取得し、45年12月13日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認でき、当該記録は厚生年金保険被保険者原票と一致している。

このことについて、申立人の友人は、「昭和43年か44年頃に、申立人からC県で働きたいので、名前を使ってもよいかと電話を受け、自分に迷惑をかけないならよいと、生年月日も教えた。」と供述しており、また、「自分は昭和28年9月から平成7年6月まで他の事業所で勤務しており、A社B工場に勤務したことは無い。」と供述している。

さらに、A社から提出のあった厚生年金基金加入員資格喪失届では、申立人の友人の氏名を確認することができ、資格喪失年月日がオンライン記録等と一致している上、同喪失届に記載されている住所と、申立人が記憶している、当時住んでいた会社の寮の住所が類似している。

加えて、申立人の供述は、申立期間当時、A社B工場に勤務していた従業員の供述とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人の友人の氏名で記録されているA社B工場に係

る厚生年金保険被保険者記録は、申立人の基礎年金番号に未統合の被保険者記録であると判断できることから、申立人の同社同工場における資格取得日は昭和 43 年 8 月 5 日、資格喪失日は 45 年 12 月 13 日であることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、昭和 43 年 8 月から 44 年 7 月までは 4 万 5,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 6 万円、同年 11 月から 45 年 9 月までは 8 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年10月から4年9月までは44万円、同年10月から5年1月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年2月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低くなっている。同社では取締役として勤務していたが、社会保険関係の事務手続に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは44万円、同年10月から5年1月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月26日より後の同年7月15日付けで、遡って34万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できる。しかし、同社の元代表取締役は、申立人は家電製品の輸出担当取締役であり、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年10月から4年9月までは44万円、同年10月から5年1月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年3月から同年9月までは20万円、同年10月から6年9月までは22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から6年10月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が事実と相違しているため、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年3月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円と記録されていたところ、6年1月27日付けで、遡って11万円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者がほかに30人確認できる。

このことについて、A社の事業主の子は、当時、社会保険事務所から社会保険料の督促等をされたことがあり、社会保険事務所とは話をし、指導してもらっていたと聞いたことがある旨回答している上、同社において社会保険の手続を行っていた従業員は、同社の経営は苦しく、社会保険料の滞納があったと回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及減額訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年3月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年3月から同年9月までは20万円、同年10月から6年9月までは22万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届けた標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年1月1日から5年4月1日まで  
②平成5年11月1日から7年12月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。報酬月額は、申立期間①は約70万円、申立期間②は約55万円であった。申立期間の一部の銀行預金通帳を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたが、平成5年5月7日付けで、3年10月及び4年10月の定時決定、並びに同年12月の随時改定の記録を取り消し、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社の元事業主及びその妻、並びに取締役一人についても、同様に遡って標準報酬月額の減額訂正が行われている。

このことについて、A社の元事業主は、平成5年頃、同社は社会保険料を滞納していたと回答した上で、「経理担当者から、社会保険事務所から標準報酬月額を引き下げよう言われた旨報告を受けたと思う。」と供述している。また、申立期間①当時に経理補助業務を担当していた同僚は、時期は明確に記憶していないが、事業主の妻と自分が社会保険事務所の担当者で話し合い、標準報酬月額を引き下げたと思うと回答している。

また、申立人が提出した申立期間①の一部に係る銀行預金通帳では、A社から、毎月50万円から80万円が振り込まれていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主及び3人の同僚等は、申立人は営業部長であったと回答しており、また、同社の商業登記簿謄本には、役員としての申立人の氏名は確認できない。

これらを総合的に判断すると、平成5年5月7日付けで行われた申立人の標準報酬

月額の変及訂正処理は事実に即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所において、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、平成 5 年 11 月 1 日付けの随時改定により 30 万円と記録されているが、申立人が提出した当該期間の一部に係る銀行預金通帳では、A社から、毎月約 50 万円が振り込まれていることが確認できる。

しかし、申立人は給与明細書を所持しておらず、A社の元事業主も賃金台帳を保管していないことから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人と同日付けの随時改定により標準報酬月額を減額改定されている従業員に係る平成 7 年分の源泉徴収票から、当該従業員の報酬月額と厚生年金保険料控除額を算出したところ、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録より高いものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と符合することが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る届出は、おおむね適切な時期に処理されており、遡った記録訂正等、不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月26日から同年9月26日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された給与明細書により、申立人は同社に平成17年9月25日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る健康保険組合の資格喪失日とオンライン記録の資格喪失日が一致しており、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同一の資格喪失日を記録したとは考え難く、事業主が平成17年8月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月1日から44年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格取得日に係る記録を40年4月1日、資格喪失日に係る記録を44年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、40年4月は3,000円、同年5月から41年4月までは7,000円、同年5月から同年7月までは1万6,000円、同年8月は1万2,000円、同年9月から同年12月までは1万6,000円、42年1月は1万2,000円、同年2月から同年4月までは1万6,000円、同年5月から同年7月までは1万8,000円、同年8月は1万2,000円、同年9月は1万6,000円、同年10月から同年12月までは1万8,000円、43年1月は1万4,000円、同年2月から同年4月までは1万8,000円、同年5月から同年7月までは2万円、同年8月は1万6,000円、同年9月から同年11月までは2万円、同年12月は2万2,000円、44年1月は2万円、同年2月から同年8月までは2万2,000円、同年9月及び同年10月は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から44年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月1日から44年11月1日までの期間について、申立人と同一職種であったとする同僚の供述により、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該期間に入社し、社会保険事務を担当していたとする従業員は、当時、勤務していた従業員の全員から厚生年金保険料を控除していたとしているところ、複数の同僚の給料支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、当該期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は、適用業種の事業所であり、また、申立人及び同僚の供述により、5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から判断して、昭和40年4月は3,000円、同年5月から41年4月までは7,000円、同年5月から同年7月までは1万6,000円、同年8月は1万2,000円、同年9月から同年12月までは1万6,000円、42年1月は1万2,000円、同年2月から同年4月までは1万6,000円、同年5月から同年7月までは1万8,000円、同年8月は1万2,000円、同年9月は1万6,000円、同年10月から同年12月までは1万8,000円、43年1月は1万4,000円、同年2月から同年4月までは1万8,000円、同年5月から同年7月までは2万円、同年8月は1万6,000円、同年9月から同年11月までは2万円、同年12月は2万2,000円、44年1月は2万円、同年2月から同年8月までは2万2,000円、同年9月及び同年10月は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当該期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年11月1日から同年12月1日までの期間について、同僚の供述により、申立人が当該期間も継続して勤務していたことがうかがえるものの、同僚が所持する同年11月分の給料支払明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年2月1日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成7年1月から同年12月までは32万円と記録されていたところ、8年1月24日付けで9万8,000円に遡及減額訂正が行われ、その後の同年10月の定時決定について、9年1月20日付けで従前の標準報酬月額である9万8,000円と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚においても、申立人と同様、平成8年1月24日付けで標準報酬月額の遡及減額訂正が行われ、その後の同年10月の定時決定について、当該同僚の資格喪失日（平成9年1月1日）より後の9年1月20日付けで従前の標準報酬月額で記録されていることが確認できるが、当該定時決定については、A社に係る事業所記録照会回答票（基本記録）において、8年の算定完了の記録が無いことから判断すると、社会保険事務所において、従前の遡及減額訂正した標準報酬月額を記録したことがうかがえる。

なお、オンライン記録によると、当該標準報酬月額の遡及訂正等が処理された時期におけるA社の被保険者は、申立人と上記同僚のほか代表取締役がいるが、当該代表取締役の標準報酬月額については、既に平成7年4月4日付けで4年4月に遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、上記同僚は、「申立期間当時、給与の一部が支給されなかった。また、平成8年10月頃、代表取締役から厚生年金保険への加入をやめようかと思うと言われた記憶がある。」旨供述している。

これらのことから、A社は、申立期間において社会保険料の納付に苦慮していたこと

がうかがえる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本に申立人が取締役であった記載は無く、当該同僚は、「申立人は、システム開発を担当しており、社会保険事務は担当していない。」旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理等に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月24日付けで行われた標準報酬月額の遡及減額訂正及び9年1月20日付けで行われた定時決定は事実を即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の7年1月から同年12月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正し、8年1月から9年1月までに係る標準報酬月額についても、申立人に係る当該遡及訂正前の7年12月のオンライン記録から、32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③のうち、平成4年3月31日から同年10月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月8日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

加えて、申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月8日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成4年10月8日）を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月1日から2年1月1日まで  
② 平成3年4月1日から同年6月1日まで  
③ 平成4年3月31日から5年3月1日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に支給された給与より低い。また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入

記録が無い。各申立期間における給与支給明細書を提出するので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出したB社に係る給与支給明細書で確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人が提出したA社に係る給与支給明細書から、申立人は、同年4月1日から同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において、同社は適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成3年3月6日に設立されていることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立期間②当時、従業員が勤務していたことが確認できることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、平成3年4月の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元代表者から照会に対する返答が無いため、当時の状況について確認することができないが、上記のとおり、同社は当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間にA社で勤務していたこと

は確認できるが、申立人が提出した同社に係る給与支給明細書によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③のうち、平成4年3月31日から同年10月8日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人が提出したA社に係る給与支給明細書から、申立人は、当該期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、上記給与支給明細書から、申立人は当該期間にA社から給与の支給を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日より後の同年10月8日付けで、同年3月31日に遡って処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失処理が行われた平成4年10月8日付けで、5人の従業員の資格喪失日が同年4月1日から同年3月31日に遡及訂正されている上、同年3月1日以降に資格取得した10人の従業員の資格取得に係る記録が取り消されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成14年12月\*日に解散していることが確認できる上、申立人の雇用保険の加入記録から、当該期間に従業員が勤務していたことが確認できることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、上記商業登記簿謄本によると、申立人は、平成4年2月7日付けでA社の取締役就任に就任していることが確認できるが、同社の元役員は、「申立人はプロジェクトリーダーとしてシステム開発業務に従事しており、給与・社会保険事務は、会長及び代表取締役が行っていた。」旨供述していることから、申立人は、当該被保険者資格の喪失に係る処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である平成4年10月8日に訂正することが必要である。

また、平成4年3月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、平成4年10月8日から同年11月1日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録及び申立人が提出したA社に係る給与支給明細書から、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認でき

る保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元代表者から照会に対する返答が無いため、当時の状況について確認することができないが、同社は当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなる届出を行っていたことが確認できることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち、平成4年11月1日から5年3月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間に、A社に継続して勤務していたことは確認できるが、申立人が提出した同社に係る給与支給明細書によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 13 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、13 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 12 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 12 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 4 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、4 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年3月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年8月から51年2月までの期間の標準報酬月額については、50年8月及び同年9月は11万8,000円、同年10月から51年2月までは13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月31日から51年5月1日まで

A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和51年3月又は同年4月頃A社が倒産し、私を含め社員の大半は新しく設立されたB社に移ったが仕事はそのまま継続していた。保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間のうち、昭和50年8月31日から51年3月20日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和51年4月21日）より後の昭和51年5月13日付けで、申立人を含む17名の被保険者資格喪失日について、当初の資格喪失日（昭和51年3月21日）の記録が取り消され、遡って50年8月31日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、当該期間に常時5名以上の従業員が勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和50年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該遡及訂正前の51年3月21日であると認められる。

また、昭和50年8月から51年2月までの標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、50年8月及び同年9月は11万8,000円、同年10月から

51年2月までは13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和51年3月21日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、複数の同僚の回答及び同僚が保有していた給与支払明細書から、申立人はA社又はB社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和51年3月分の上記給与支払明細書において、事業所名がB社と記載されており、同年4月分及び同年5月分の給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社及びB社の事業主は、申立人に係る資料を保管していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

A社に入社してから退職するまで継続勤務していた。当時、新入社員は乗船実習があり、この期間に係る船員保険の加入記録が無い。しかし、申立期間も継続して勤務していたので船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社における同期入社複数の同僚及び同社の申立期間当時の船員保険事務担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA社船舶B丸から同社本社に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年9月の船舶所有者別被保険者名簿の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主から回答が得られず確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から13年12月までは62万円、14年1月は59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から14年2月1日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から13年12月までは62万円、14年1月は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年2月1日）より後の同年2月15日付けで、遡って26万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主は、「申立人は営業担当で勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と回答しており、オンライン記録では、申立人は上記減額訂正処理時に別の事業所に勤務していることが確認できる上、社会保険事務所が保管していた申立期間に係る同社の滞納処分票によると、申立人が同社の社会保険料について社会保険事務所と交渉した記録が確認できないことから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から13年12月までは62万円、14年1月は59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年1月1日から4年4月20日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、3年1月から同年9月までは20万円、同年10月から4年3月までは22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年4月20日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額（給与額）に見合う標準報酬月額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年1月から4年3月までの期間について、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3年1月から同年9月までは20万円、同年10月から4年1月までは22万円と記録されていたところ、同年2月6日付けで3年10月1日の定時決定が取り消され、同年1月に遡及して8万円に減額訂正された結果、当該期間の標準報酬月額は8万円となっていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社においては、平成4年2月6日付けで9名、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の5年11月29日付けで13名の従業員について、申立人と同様、標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人の複数の同僚は、「当該期間当時、A社は資金面で大変だった。」「賞与がなくなり支店が閉鎖され、給与が遅れることがあった。」と述べていることから、同社では、当該期間当時、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本には、申立人の氏名が無い上、申立人の複数の同僚が、「申立人は、同社の厚生年金保険の事務手続きに関与していなかった。」と述べていることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成4年2月6日付けで行われた申立人の標準報酬月額の減額訂正処理は、事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所において標

準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正が行われたとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年1月から同年9月までは20万円、同年10月から4年3月までは22万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成2年10月から3年9月までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は22万円であったと主張しているが、オンライン記録では、2年10月1日の定時決定で20万円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、A社は既に解散しており、事業主の連絡先は不明であるため、同社及び事業主から、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社において申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同年齢の同僚3名に照会したところ、回答があった1名は、「自分の給与額と標準報酬月額は一致している。」としているため、同社の従業員から申立人の主張する標準報酬月額について確認することができない。

加えて、申立人は、当該期間について、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年4月1日、資格喪失日が22年9月21日とされ、当該期間のうち、18年4月1日から21年1月1日までの期間については厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を18年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から19年6月までは59万円、同年7月から20年12月までは62万円とすることが必要である。

また、申立人の平成18年7月3日に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から21年1月1日まで  
② 平成18年7月3日

申立期間①はA社から子会社のB社に出向していたが、出向期間中もA社で厚生年金保険に継続して加入していた。

ところが、平成22年の自分の定年退職時に、B社は、年金事務所から出向に合わせて厚生年金保険の被保険者資格の取得届を提出するべきとの指導を受け、取得日の訂正届を提出したが、申立期間①及び②について時効により保険料を納付できず、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る給与賃金台帳、給与出向者徴収金明細及び雇用保険の加入記録により、申立人は、平成18年4月1日からB社に継続して勤務し、当該

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与貸金台帳及び給与出向者徴収金明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年4月から19年6月までは59万円、同年7月から20年12月までは62万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人に係る賞与貸金台帳及び給与出向者徴収金明細により、申立人は、平成18年7月3日にB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額を150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月10日は101万円、17年6月10日は103万5,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月10日  
② 平成17年6月10日

社団法人A会に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額が実際の賞与支給額と相違している。賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支払明細書及び社団法人A会から提出された平成16年及び17年給与明細書により、申立人は、16年6月10日及び17年6月10日に、同会から賞与の支払を受けていることが確認できる。

一方、社団法人A会から提出された申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、同会は、社会保険事務所に対し申立人の当該期間の賞与額を101万円として届出を行っていることが確認できる。

また、社団法人A会から提出された申立期間に係る厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書により、同会は、同会が加入する厚生年金基金に対し申立期間①の賞与額を101万円、申立期間②の賞与額を103万5,000円として届出を行っていることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金基金加入員記録及び健康保険組合加入記録によると、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①は101万円、申立期間②は103万5,000円と記録されていることが確認できる。

さらに、社団法人A会の社会保険事務担当者は、「賞与支払届は複写式で、当会は健康保険組合に届出書を提出して、当該組合から社会保険事務所へ送付されていたはずである。」と述べているところ、上記賞与支払届及び賞与標準給与決定通知書に記載されている申立人以外の被保険者の標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月10日は101万円、17年6月10日は103万5,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成14年10月から15年4月までは41万円、同年5月から同年9月までは47万円、同年10月から同年12月までは41万円、16年1月から同年6月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から16年7月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成14年10月から15年4月までは41万円、同年5月から同年9月までは47万円、同年10月から同年12月までは41万円、16年1月及び同年2月は30万円と記録されていたところ、同年3月8日付けで、14年10月1日の取得時決定、15年5月1日、同年10月1日及び16年1月1日の随時改定並びに15年9月1日の定時決定が取り消され、14年10月に遡及して減額訂正された結果、同年10月から15年8月までは20万円、同年9月から16年6月までは22万円とされていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成14年10月分から16年6月分まで（14年11月分及び15年7月分から同年11月分までを除く。）の給与明細書により、申立人は、当該期間において、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、同社は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、平成14年2月及び同年3月の2か月間のみA社と顧問契約を結んでいた社会保険労務士は、「同社は保険料の未納があり、同社の経理担当者和社会保険事務所に外向き、滞納保険料の納付について相談した。」と述べている。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人の氏名は無いことが確認でき、申立

人は、「同社では企画開発で勤務していた。」と述べているところ、同社の複数の従業員は、「同社の社会保険手続や給与計算は、経理担当者が行っていた。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 3 月 8 日付けで行われた標準報酬月額減額訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、14 年 10 月から 15 年 4 月までは 41 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 41 万円、16 年 1 月から同年 6 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 20 年 12 月 24 日の標準賞与額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 24 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、平成 23 年 5 月 31 日に年金事務所に対し申立期間に係る賞与支払届を提出したが、時効により保険料を納付できず、申立期間の標準賞与額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された申立人に係る「給与明細書（賞与）」により、申立人は、平成 20 年 12 月 24 日に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 20 年 12 月 24 日の標準賞与額に係る記録を 20 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 24 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、平成 23 年 5 月 31 日に年金事務所に対し申立期間に係る賞与支払届を提出したが、時効により保険料を納付できず、申立期間の標準賞与額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された申立人に係る「給与明細書（賞与）」により、申立人は、平成 20 年 12 月 24 日に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年9月18日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月18日から10年2月6日まで  
A事務所に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっているが、同社では毎月70万円の給与をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、A事務所における申立人の標準報酬月額について、平成7年9月から9年3月までは当初59万円と記録されていたところ、同年4月24日付けで7年9月18日の取得時決定、8年10月1日の定時決定が取り消され、7年9月に遡及して減額訂正された結果、同年9月から9年9月までの標準報酬月額は、9万2,000円となっていることが確認できる。

また、A事務所においては、平成9年3月4日付けで、代表取締役の標準報酬月額が減額訂正されたことが確認でき、当該代表取締役は、「申立期間当時は経営不振で過剰投資による借入金が多く、返済に苦慮していた。社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の指導の下、標準報酬月額を減額することにより、滞納保険料と相殺した。減額訂正手続は自分が行った。」と回答している。

一方、A事務所に係る閉鎖登記簿謄本では、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるが、上記代表取締役は、「申立人は専務で営業が主体だった。厚生年金保険の届出事務は自分が行っており、申立人は関与していなかった。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月24日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額の有効な記

録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成 9 年 10 月から 10 年 1 月までの期間について、申立人から提出された雇用保険受給資格者証において確認できる離職時賃金日額により、申立人は、A 事務所を退職する前 6 か月間は、その主張する月額 70 万円以上の報酬月額を支給されていたことは確認できる。

しかし、申立人の当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録により、上記減額訂正処理が行われた平成 9 年 4 月 24 日より後の最初の定時決定（平成 9 年 10 月 1 日）で、9 万 2,000 円と記録されていることが確認できるところ、当該処理について、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、上記代表取締役は、「賃金台帳等の保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、上記減額訂正後の控除額について不明である。」と回答しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A 事務所は、給与を現金で渡していたところ、申立人から提出された預金通帳の写しには、申立人が銀行に預け入れた金額が記載されているが、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年11月及び同年12月は44万円、19年1月から同年8月までは41万円、同年12月及び20年7月並びに同年9月から同年11月までは44万円、同年12月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成21年1月1日から同年4月6日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は30万円、20年7月15日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年10月16日から同年11月1日まで  
② 平成18年11月1日から21年4月6日まで  
③ 平成19年12月14日  
④ 平成20年7月15日

A社に勤務していた申立期間①の加入記録が無い。雇用契約書を提出するので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、標準報酬月額が給与から控除された厚生年金保険料に見合うものとなっていない。さらに、申立期間③及び④については、支給された賞与の記録が無い。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間②から④までについて正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法

律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 18 年 10 月 16 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間、19 年 12 月 14 日及び 20 年 7 月 15 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し、21 年 1 月 1 日から同年 4 月 6 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成 18 年 11 月から 19 年 8 月まで、同年 12 月及び 20 年 7 月並びに同年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、18 年 11 月及び同年 12 月は 44 万円、19 年 1 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 12 月及び 20 年 7 月並びに同年 9 月から同年 11 月までは 44 万円、同年 12 月は 41 万円とすることが妥当である。

申立期間③及び④について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間に A 社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準給与額については、上記給与明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 12 月 14 日は 30 万円、20 年 7 月 15 日は 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額及び給与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 6 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、38 万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 44 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を 44 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成 19 年9月から同年 11 月まで、20 年1月から同年6月まで及び同年8月の標準報酬月額について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①について、申立人から提出された雇用契約書及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務したことは認められる。

しかし、A社は、保険料控除方法は当月控除方式であると回答しているところ、申立人から提出された平成 18 年 10 月分及び同年 11 月分の給与明細書によると、同年 10 月分の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、同年 11 月分の給与から控除され、同年 11 月から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 22 日は 146 万 3,000 円、19 年 7 月 20 日は 131 万 7,000 円、同年 12 月 19 日は 142 万 9,000 円、20 年 7 月 23 日は 130 万円、同年 12 月 22 日は 135 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 22 日  
② 平成 19 年 7 月 20 日  
③ 平成 19 年 12 月 19 日  
④ 平成 20 年 7 月 23 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 22 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、年金額の計算の基礎とならない記録となっている。賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 12 月 22 日は 146 万 3,000 円、19 年 7 月 20 日は 131 万 7,000 円、同年 12 月 19 日は 142 万 9,000 円、20 年 7 月 23 日は 130 万円、同年 12 月 22 日は

135万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、昭和49年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月は8万6,000円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の2万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（昭和49年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月は8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、同年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和24年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和49年4月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額より低い。同社は社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったが、時効により保険料を納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当初、申立人の申立期間における標準報酬月額は2万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の昭和51年12月7日付けで、49年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月は8万6,000円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（2万円）とされている。

複数の従業員は、「申立期間当時、実際に支給された給与に見合う厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所に対し、実際の給与より低い額が届出されていた。」としている。

また、上記複数の従業員は、「当時、A社の経理処理が適切でなかったので、社員全員で交渉して改善を求めたことがある。」としているところ、昭和51年12月7日時点において、同社において被保険者であったほぼ全ての者の標準報酬月額記録が、申立人と同様に遡って訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（昭和49年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月は8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の標準報酬月額に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額の訂正に係る届出を行い、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成8年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和46年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成8年4月1日から9年4月29日まで  
② 平成9年4月29日から同年7月1日まで  
③ 平成9年7月1日から10年8月31日まで

A社（現在は、B社）及びC社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていない。また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者としての記録が無いが、A社に継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成8年4月から同年9月までの期間における申立人のA社における標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、16万円と記録されていたところ、同年9月5日付けで、22万円に遡及して増額訂正され、さらに、同年10月8日付けで、16万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、上記平成8年9月5日付け及び同年10月8日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理は、他の従業員4人全員についても、申立人と同様に行われていることが確認できる。

そして、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった平成8年6月及び同年7月の給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年9月5日付けで遡及訂正された22万円とすることが相当である。

さらに、上記標準報酬月額の減額訂正が行われた理由について、A社の当時の役員は、「社会保険料の滞納及び納入の遅延があったために、遡及して訂正したものである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成8年10月8日付けで行われた上記減額訂正は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該減額訂正処理に合理的な

理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、申立人の当該期間の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間①のうち、平成8年10月から9年3月までの標準報酬月額については、8年8月15日に行われた同年10月の定時決定において、22万円に記録されていたものが、同年10月8日付けで16万円に訂正されているものの、申立人から提出のあった同年10月以降の給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正後の16万円よりも低額であることが確認できることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①から継続してA社において勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成9年4月29日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、申立人を含むA社の従業員4人全員が、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年4月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日に、同社で厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの期間において、厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間②において国民年金に加入しており、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

3 申立期間③について、申立人は、当該期間に勤務したC社における標準報酬月額が給与額より少ない旨申し立てている。

しかしながら、申立人から提出のあったC社の当該期間に係る給料支払明細書において、源泉控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年1月1日から12年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月21日から16年4月16日まで

A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額より低く記録されている。申立期間は35万円から50万円の給与を支給されていたので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間のうち、平成11年1月から同年12月までの期間について、申立人から提出のあった当該期間の給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 2 申立期間のうち、平成13年6月、同年8月及び同年12月について、申立人の給与振込先金融機関から提出された、同年6月から16年6月までの「取引明細表（フツ

ウヨキン) 」から、13年6月29日、同年8月31日及び同年12月28日にA社からの振込入金を確認することができる。

しかし、申立人は、A社の給与支給明細書は保管していないものの、申立期間の給与支給明細書の内容を自身で記録したとする「給与記録」を提出しているところ、当該給与記録に記載されている平成13年6月、同年8月及び同年12月の銀行振込額は、上記取引明細表で確認できる振込金額より一定額少額である上、当該給与記録に記載されている厚生年金保険料額から算出される標準報酬月額と、健康保険料額から算出される標準報酬月額が一致していない。

また、申立人の給与記録における銀行振込額は、報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額(18万円)に置き換えて算出すると、上記取引明細表の金額と一致する。

さらに、申立人は、「毎月、給与支給明細書しか確認しておらず、なぜ振込額と給与記録が一致しないのかは分からない。」としており、上記取引明細表から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額の保険料が控除されていたことについて確認することができない。

3 申立期間のうち、平成8年10月から10年12月まで、12年1月から13年5月まで、同年7月、同年9月から同年11月まで及び14年1月から16年3月までの期間について、A社は既に破産宣告を受けており、貸金台帳を含め当時の記録は残っておらず、当時の事業主及び社会保険事務担当者は、厚生年金保険の取扱いについて不明である旨供述しており、申立人も給与支給明細書等の資料を所持していないことから、申立人の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

4 このほか、申立人の申立期間のうち、平成8年10月から10年12月までの期間及び12年1月から16年3月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成16年6月15日及び同年12月15日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ47万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日  
② 平成16年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成16年6月15日及び同年12月15日において、その主張する標準賞与額（いずれも47万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年3月31日まで  
A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給を受けていた報酬月額に見合っていない。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年11月までは20万円と記録されていたところ、同年12月2日付けで、資格取得日（平成3年4月1日）に遡って11万8,000円に訂正され、同年10月の定時決定の記録も11万8,000円に訂正されて、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年3月31日）まで継続していることが確認できる。

また、申立人と同様にA社の事業主を含む70人についても、平成3年12月2日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、このうち、同年4月1日以降の資格取得者は、取得日まで遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、公共職業安定所から提出された雇用保険受給資格者証によると、申立人のA社離職時の賃金日額は6,358円であり、月額にすると19万円程度であることが確認できる。

また、A社の事業主は、平成3年12月2日付けで標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた当時は保険料を滞納しており、社会保険事務所から呼出しを受けて、減額訂正の指導をされたとしている。

これらを総合的に判断すると、平成3年12月2日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実には即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間のうち、当該遡及訂正処理日（平成3年12月2日）以降の期間の標準報酬月額については、同日付けで処理された平成3年10月の定時決定において、11万8,000円と記録されている。

しかし、上記のとおり、申立人の報酬月額は、雇用保険受給資格者証から 19 万円程度であると認められる上、オンライン記録によると、一旦、平成 3 年 9 月 5 日付けで、資格取得時（平成 3 年 4 月 1 日）の標準報酬月額を 20 万円とする変更届が提出されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額についても、有効な記録訂正とは認められない同年 12 月 2 日付けの遡及訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当である。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年6月1日から同年11月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年11月30日から5年5月7日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年5月7日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年5月7日まで

A社に勤務した期間のうち、平成4年11月30日から5年5月7日までの厚生年金保険の加入記録が無く、また、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日の後の5年5月7日付けで、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を遡って4年11月30日とする処理がなされていることが確認できる。

また、申立人のA社における平成4年6月から同年10月までの期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、5年5月7日付けで申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格を取得した4年6月1日に遡って16万円に減額訂正されており、申立人のほか6人についても同様に、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の従業員の一人名は、「私は平成5年4月30日の退社だが、その日も申立人は勤務していた。」旨供述していることから、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日以降も勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は平成4年5月25日に取締役就任しており、上記訂正処理日である5年5月7日においても取締役であったことが確認できるが、同社において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有していた元従業員

17 人に照会したところ、回答のあった3人は、申立人について「経理である。」と回答している。そのうち、B地方第三者委員会の決定に基づきあっせんされた同社の元取締役は、「申立人は給与と会社の入出金を担当しており、社会保険の最終的な判断を下すことや印鑑を押すのは社長である。」旨供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、上記A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成14年12月\*日に解散しており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年11月30日以降も法人事業所であったことが確認できることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成4年11月30日とする処理及びA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由はなく、当該資格喪失処理及び標準報酬月額減額訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理が行われた5年5月7日に訂正することが必要である。

また、平成4年6月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正し、同年11月から5年4月までの期間に係る標準報酬月額についても、当該訂正後の標準報酬月額から、50万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年6月26日から同年7月1日まで

A事業所で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、B事業所に転勤はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所及びB事業所は、「当時の人事記録等は保管していないが、原則、組織内での転勤の場合、勤務に空白は生じない。」旨の回答をしていることから判断すると、申立人がA事業所に申立期間も継続して勤務（A事業所からB事業所に異動）していたことが推認できる。

また、A事業所は、申立人のB事業所への異動日について、「平成10年6月3日」と回答しており、また、同年6月分の給与の支払について、「異動日は3日だが、残務整理や引継ぎがあるので、6月分まではこちらで支給していた。」とし、申立人の給与から厚生年金保険料を「控除した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、B事業所は、「当方としては、人事異動についてはその月の1日にしている。申立人の場合も同じであると思う。」と回答していることから、平成10年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成10年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めて

いることから、社会保険事務所は申立人に係る平成 10 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 15 日は 53 万 6,000 円、19 年 6 月 15 日は 28 万円、20 年 6 月 16 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 54 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 15 日  
② 平成 19 年 6 月 15 日  
③ 平成 20 年 6 月 16 日  
④ 平成 20 年 12 月 15 日

A 事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は年金事務所に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出された平成 18 年から 20 年までの賃金台帳により、申立人は申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 18 年 12 月 15 日は 53 万 6,000 円、19 年 6 月 15 日

は28万円、20年6月16日は28万5,000円、同年12月15日は54万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 9 日は 30 万円、18 年 7 月 10 日は 21 万円、同年 12 月 8 日は 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 9 日  
② 平成 18 年 7 月 10 日  
③ 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 30 万円、申立期間②は 21 万円、申立期間③は 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 9 日は 25 万円、18 年 7 月 10 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 9 日  
② 平成 18 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 25 万円、申立期間②は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 9 日は 25 万円、18 年 7 月 10 日は 21 万円、同年 12 月 8 日は 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 9 日  
② 平成 18 年 7 月 10 日  
③ 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 25 万円、申立期間②は 21 万円、申立期間③は 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 9 日は 20 万円、18 年 7 月 10 日は 18 万円、同年 12 月 8 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 9 日  
② 平成 18 年 7 月 10 日  
③ 平成 18 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 20 万円、申立期間②は 18 万円、申立期間③は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月23日から同年6月23日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和39年6月23日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと思うとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、平成5年4月から6年6月までは36万円、同年7月及び同年8月は41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月31日から同年11月1日まで  
② 平成5年4月1日から6年9月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和51年10月31日まで勤務したので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、C社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低くなっているため、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のC社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から6年6月までは36万円、同年7月及び同年8月は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年9月30日）の後の7年6月7日付けで、5年4月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、C社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は当該期間において取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人は、「私はC社において工場長であった。」旨供述しており、また、同社において当該期間に被保険者記録が確認できる従業員10人に照会したところ、8人から回答があり、そのうちの7人が、「申立人は社会保険手続に関与していない。」旨回答している。

また、C社は平成6年11月\*日にD地方裁判所から破産宣告を受けており、上記減額訂正処理日（平成7年6月7日）には、破産管財人が選任されていることが確認できる上、同社の事業主は、当該期間当時、社会保険料の滞納があったことを認めており、「破産の清算の際、破産管財人が社会保険料の滞納を清算したことを記憶して

いる。」旨供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年4月から6年6月までは36万円、同年7月及び同年8月は41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①について、申立人はA社に昭和51年10月31日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、「申立人の退職日は昭和51年10月30日である。」旨回答しており、同社が提出した申立人に係る退職願には、昭和51年10月30日に退職との記載が確認でき、申立人の当該期間における勤務が確認できない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和51年10月30日が離職日となっており、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年9月30日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年10月26日）の後の平成5年11月22日付けで、3年11月に遡って8万円に減額訂正されている上、同社において、申立人のほかにも、代表取締役及び取締役二人についても、標準報酬月額が、同日付けで同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は上記減額訂正処理日及び申立期間において同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「会社設立時からずっと営業担当で、事務的な手続には関与していなかった。」旨供述している。

これについて、経理担当であった取締役は、「社会保険事務所の担当官から、保険料が支払えないのであれば幹部社員の標準報酬を遡って下げるように指示され、自分が手続をした。申立人は営業担当の取締役で、事務的な手続には関与していない。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、遡及して申立人の標準報酬月額を減額訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月12日は20万1,000円、同年12月24日は30万2,000円、17年8月12日は24万3,000円、同年12月30日は30万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日  
② 平成16年12月24日  
③ 平成17年8月12日  
④ 平成17年12月30日

A事業所における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。銀行預金通帳の写し及び給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された回答書及び賃金台帳並びに申立人から提出された銀行預金通帳の写し及び給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年8月12日は20万1,000円、同年12月24日は30万2,000円、17年8月12日は24万3,000円、同年12月30日は30万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月7日、資格喪失日に係る記録を同年10月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月7日から同年10月17日まで

A社が所有するB丸に乗船した期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間中、同船舶には継続して乗船し、船員保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳により、申立人がA社に継続して勤務し、昭和48年9月7日から同年10月16日まで同社B丸に司厨員として乗船していたことが認められる。

しかしながら、A社の当時の事業主は所在不明であることから、B丸における申立人の申立期間に係る船員保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の事業主に係る船舶所有者別保険者名簿から、複数の元従業員に照会したところ、「申立人が、申立期間において司厨員として乗船していたことを記憶している。申立人の船員手帳に正規の船員として乗船した記録がある以上、私たちと同じ時期にB丸に乗船していた申立人が船員保険に未加入ということはありません。船員保険料が給与から控除されていたはずである。」旨供述している上、申立人と同じB丸に乗船していた元従業員全員の船員保険被保険者記録が確認できることから、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社のB丸における同職種であり同年代の司厨員の標準報酬月額の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の事業主は所在不明であることから、確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 12 年 4 月から同年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、派遣従業員として在籍し、B 社に派遣され、同社職員の指揮、命令の下、工事工程管理の業務に従事していた。A 社の厚生年金保険関係事務に関与する業務とは全く無関係の立場であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 12 年 4 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、59 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 12 年 5 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額については、申立人は保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、申立人から提出のあった当該期間の前後の期間における給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額は同額であり、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 59 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年12月から12年3月まで及び同年10月から13年9月までの期間の標準報酬月額については、A社は、当該期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①及び申立期間②のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成10年10月1日から14年9月21日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、10年10月は24万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、11年1月から13年3月までは26万円、同年4月は24万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円、14年1月は28万円、同年2月から同年5月までは26万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成8年11月1日から9年10月1日まで  
②平成9年11月1日から14年9月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。同社では販売管理担当事務員として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、平成10年6月23日付けで、8年11月に遡って、14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成9年11月から10年5月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、同年6月24日付けで、9年11月に遡って、

13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同社に勤務していた申立人を含む123人の標準報酬月額記録が、10年6月24日付けで、9年11月に遡って減額訂正されていることが認められる。

さらに、A社の事業主は「当時、経営状況は厳しく社会保険料の滞納があった。それを埋めるために社会保険事務所から月額変更届の提出を指導され提出した。」旨供述しているところ、同社に係る滞納処分票により、同社は、平成9年11月から10年5月までの期間における厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の厚生年金保険事務担当者は「申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除額は、標準報酬月額28万円に見合う金額であった。」旨供述している。

なお、A社の事業主及び同社の複数の元従業員は「当時、申立人は一般事務員であり、厚生年金保険の標準報酬月額の改定には関与していなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月23日付け及び同年6月24日付けで行われた当該遡及訂正処理は事実上即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年11月から9年9月まで及び同年11月から10年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成10年10月から14年8月までの期間について、申立人は、自身の標準報酬月額は28万円であった旨主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成14年8月の標準報酬月額については、申立人が提出した同年9月分の支給明細書において確認できる報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

また、A社の事業主は「給与の締日は20日、支払日は末日、保険料は翌月控除であった。」旨供述しているところ、平成10年10月から14年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した10年11月分から14年8月分までのB信用金庫C支店の申立人に係る普通預金移動元帳において確認できる各月の給与振込額から同年9月の給与振込額を差し引いた差額を同年9月の報酬月額に加算し得られた金額は各月の報酬月額であると推認され、同社の社会保険事務担当者は、「申立人の当該期間の保険料控除額は、標準報酬月額28万円に見合う金額であった。」旨供述しており、申立人の同年9月分の支給明細書において確認できる保険料控除額も標準報酬月額28万円に見合うことが確認でき、当該期間も標準報酬月額28万円に基づく保険料が控除されていたと考えられることから、10年10月は24万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、11年1月から13年3月までは26万円、同年4月は24万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円、14年1月は28万円、同年2月から同年5月までは26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成10年10月から14年8月までの厚生年金保険料の事業主に

よる納付義務の履行については、A社の事業主は「保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づく額を納付した。」旨供述しているが、上記普通預金移動元帳から推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成9年10月から10年7月までは56万円、同年8月は50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年9月30日まで  
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役であったが、営業担当として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年9月30日付けで、9年10月から10年7月までは56万円が9万2,000円に、同年8月は50万円が9万2,000円に、それぞれ遡って訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、平成8年12月1日に取締役重任し、当該訂正処理が行われた10年9月30日の時点において引き続き取締役であることが確認できるが、同社の複数の元同僚は、「申立人は、社内では営業担当取締役であり、厚生年金保険関係事務には全く関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年10月から10年7月までは56万円、同年8月は50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和57年12月3日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年7月から同年11月までの標準報酬月額については、同年7月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月3日から58年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る上記訂正後の資格喪失日（昭和57年12月3日）及び資格取得日（昭和58年3月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月31日から58年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和47年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、57年7月31日に資格を喪失後、58年3月1日に同社において再度資格を取得しており、57年7月31日から58年3月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社の複数の元同僚による「申立人は、申立期間を通じて継続して勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和57年12月3日付けで、申立人の資格喪失日が同年7月31日に遡って訂正されるとともに、同年10月の定時決定が取り消されていることが確認でき、同社の被保険者50人についても、申立人と同様に

同年12月3日付けで、同年5月31日又は同年7月31日に遡って被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の元社会保険担当者は、「A社は、昭和57年11月の倒産時点で数か月分の厚生年金保険料及び健康保険料を滞納しており、滞納した厚生年金保険料について社会保険事務所（当時）と分割納付の交渉を行ったが認められず、遡って強制的に資格喪失させられ、滞納保険料は無かったものとして処理された。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和57年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた同年12月3日に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和57年7月から同年11月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年7月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和57年12月3日から58年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の複数の元同僚による「申立人は、申立期間を通じて継続して勤務していた。」旨の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる上、同社の元社会保険担当者は、「申立人は、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていた。」旨供述している。

また、A社の元従業員の一人が保有していた昭和57年12月から58年2月までの期間に係る給与明細書から、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の昭和57年11月の標準報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られていないが、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から48年4月1日まで  
60歳の裁定請求の手續の際に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の当時の社会保険事務担当者は、「退職者の脱退手当金の請求手續については、会社では行っていなかった。退職者には、厚生年金保険の被保険者証を返していた。」と供述している上、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和48年4月1日の前後5年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす17名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録があるのは申立人を含め3名と少なく、申立人を除く2名の者から同社における当時の脱退手当金の取扱状況等を聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことができないことを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っておらず、申立人の脱退手当金についても、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、脱退手当金支給決定日前の3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から35年11月30日まで  
平成22年9月頃に届いた確認はがきにより、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年5か月後の昭和39年4月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓のままであることから、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社の退職後であって、脱退手当金支給決定日の3年前の昭和36年4月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が当該請求をしたとすれば、改姓後の姓により行ったものと考えられるため、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間前の最初に勤務したB社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が当該最初に被保険者となった期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和 26 年 6 月 1 日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 24 年 4 月から平成 7 年 6 月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 24 年 4 月から平成 7 年 6 月までA社に継続して勤務していたと供述しているところ、同社及び同社と関連のあるB組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和 26 年 3 月 1 日、B組合における資格取得日は同年 6 月 1 日、資格喪失日は 27 年 5 月 5 日となっており、同日付けで再度、A社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、A社及びB組合の複数の元従業員は、申立人が同組合の業務を手伝うことはあったが、申立人はA社に勤務しており、申立期間も継続して同社に勤務していたと供述している。

また、上記の複数の元従業員は、申立期間当時、A社及びB組合の給与計算等は、A社が行っていたと供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、A社及びB組合で被保険者資格を取得している複数の者が、申立人と同様、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立人を含む複数の元従業員に係る厚生年金保険被保険者台帳において、昭和 25 年 8 月 1 日付けで社会保険事務所（当時）の管轄変更により資格を喪失している記

録が確認できるが、当該管轄変更後の取得及び喪失の記録が無いことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、これらの者の中には、申立期間に空白が無く、A社において被保険者となっている者がいることが確認できる上、複数の者について、各事業所に係る被保険者名簿の記録、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳の記録が一致していないことが確認できる。

このことについて、年金事務所に照会したところ、オンライン記録の根拠は確認できず不明であると回答していることから、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理が適切ではなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和26年6月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月16日から5年2月25日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、平成6年1月19日付けで、遡って8万円に減額訂正されている上、申立人のほかにも代表取締役及び従業員26名の標準報酬月額が、同年1月18日付け及び同年1月19日付けで遡って減額訂正されており、そのうちの10名は、被保険者資格を喪失した後で減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元従業員は、申立期間当時、給与の遅配があったと供述しており、別の元従業員は、同社は資金繰りに苦労していたと供述していることから、同社では厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②のうち、平成5年10月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、5年10月から6年6月までは47万円、同年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年10月から11年8月までを59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月31日から同年2月1日まで  
② 平成5年10月1日から14年3月11日まで

B社に昭和62年6月20日から平成14年3月10日まで勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に同社の親会社であるA社で厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書等を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間に、事業主がB社と同一人であるA社において、加入していることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立人が当該期間もB社に勤務していたことを認めており、

同社が平成4年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となる前の期間は申立人を含む従業員について、A社において厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料も給与から控除したと供述している。

さらに、B社の元従業員は、同社の給与計算等はA社が行っていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間においてB社に勤務し、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年12月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年6月までは47万円、同年7月から同年10月までは53万円と記録されていたものが、同年11月10日付けで、5年10月に遡って30万円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほかにも複数の従業員等が同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成5年11月分から6年7月分までの給与明細書によると、47万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、同年8月分から同年11月分までの給与明細書によると、53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、同年12月分から7年10月分までの給与明細書によると、59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。

さらに、B社の事業主は、当該期間当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所と相談の上、標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成6年11月10日付けで行った標準報酬月額の遡及訂正処理は事実と異なるとは考え難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている5年10月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年10月から6年6月までは47万円、同年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が30万円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間②のうち、平成7年10月から14年2月までの期間については、厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成7年10月から11年8月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人から提出された給与明細書及び特別市民税・県民税特別徴収税額の通知書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年12月、12年3月及び同年5月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、平成11年9月から同年11月まで、12年1月、同年2月、同年4月及び13年1月から14年2月までの期間に係る標準報酬月額について、事業主は当該期間に係る資料は無いと供述しており、申立人も当該期間に係る給与明細書等を保有していないことから、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、平成11年9月から14年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から62年3月まで

私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3号被保険者資格取得の届出手続をした平成元年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間直後の昭和62年4月の保険料を元年7月26日に過年度納付をしていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間のうち56年10月から61年10月までの期間については、実家所在地の市とは別の区及び市で居住していたことが戸籍の附票で確認できるが、これらの区及び市への国民年金における住所変更手続やこれらの区及び市での納付書の受取に関する記憶が曖昧であること、当委員会において、申立人が実家で父親と同居していた20歳到達時の55年\*月から56年10月までの期間及び61年11月から62年4月までの期間について国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から6年3月まで  
私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続きをした時期、場所及び申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立期間当時は、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったこと、6年4月1日の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失及び11年11月1日の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金被保険者資格の再取得の記録追加が同年12月1日に行われていることがオンライン記録で確認でき、申立人は、同年11月1日以降同年12月1日までの間に基礎年金番号により国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、当該手続き時点で申立期間に係る20歳到達日の2年\*月\*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間が未加入期間から未納期間になったものと考えられることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 57 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳の時は学生だったため、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、申立期間当時の保険料額に関する記憶及び申立期間に係る昭和 57 年 4 月の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続きに関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立期間は、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、申立人の母親は、国民年金手帳を申立人に渡した記憶が無く、申立人も母親から受け取った記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払いされていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から11年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から11年5月まで

私は、最初に勤めた会社を退職した後、国民年金の加入手続をして送られてきた納付書で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成9年12月に会社を退職した後、国民年金に加入して申立期間の保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立人に対して12年8月21日に9年12月28日の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う未加入期間国年適用勧奨が行われたことがオンライン記録で確認でき、当該勧奨時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であった。

また、申立人は、婚姻後の第3号被保険者資格取得の届出時の平成13年1月12日に国民年金の被保険者資格を12年8月1日に遡って取得し、同日に12年7月11日の第1号被保険者資格取得日が記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該届出手続時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は申立期間直後の11年6月から同年9月までの期間及び12年7月の保険料を13年7月26日に遡って納付しており、当該納付時点で申立期間の保険料は時効により納付することができなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11883 (事案 9777 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 1 月に区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、手続後に送付されてきた納付書で定期的に国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期及び納付額等の記憶が曖昧であり、また、申立人は、20 歳時に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 53 年 6 月 15 日に払い出されていること、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号のみ印字された年金手帳及び国民年金手帳の記号番号と厚生年金保険の記号番号とが印字された年金手帳の 2 冊の手帳の国民年金記録欄には、最初の資格取得日は 53 年 1 月 1 日と記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 2 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間の 1 期分の保険料額は約 1,300 円であったこと、昭和 45 年の国民年金加入当時に年金手帳の交付を受けなかったこと、納付書の態様は横長であったこと等を説明しているが、納付したとする保険料額は申立期間の一部の保険料額におおむね一致しているものの、当時申立人が居住していた区では 46 年 4 月に区内全域で納付書制度が開始されるまでは、年金手帳による印紙検認方式と納付書方式が併用されており、被保険者に年金手帳の交付をしないことは考えられないこと、当時の納付書の態様は縦長であったことなど、その説明内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで  
② 昭和39年4月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立期間①の国民年金保険料を区役所で毎月納付していた記憶がある。また、結婚後、夫が私の国民年金の加入手続を行い、義母が申立期間②の保険料を納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶及び当該期間当時の保険料の納付方法である印紙検認方式に関する記憶が無く、昭和39年4月に婚姻した後に遡って保険料を納付した記憶も無いと説明していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年8月に払い出されており、当該払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の夫は加入手続の時期に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付していたとする義母から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明であること、上記手帳記号番号払出時点では当該期間は時効により保険料を納付すること

ができない期間であること、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請も行ってくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の保険料の免除申請手続を行ったとする申立人の母親は、免除申請手続を行った時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、保険料の免除承認期間の始期は免除申請日の属する月の前月とされていたため、申立期間に係る保険料の免除が認められるためには、保険料の免除申請手続を平成8年3月又は同年4月に行う必要があるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は8年5月以降に払い出されており、当該払出時期からみて、制度上、申立期間の保険料の免除申請手続を行うことができなかつたと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

私は、平成2年7月から勤めていた事業所で厚生年金保険に加入していると思っていたが、3年3月に退職する際に厚生年金保険に加入していなかったことを教えられたため国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、現在所持する年金手帳に申立期間に係る被保険者資格取得年月日及び同喪失年月日の記載があることから、申立期間当時に加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずであると説明しているが、当該記載は国民年金の被保険者資格期間を示すものであり、国民年金の加入手続の時期及び保険料を納付した期間を示すものではない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年8月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の所持する年金手帳には上記手帳記号番号が記載されており、申立人は、当該年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から14年3月まで

私は、20歳になった頃に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行い、その後も毎年度保険料の免除の申請を行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間中の平成12年4月からは学生納付特例制度が施行されているが、申立人は、当該制度に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間の3年度分の保険料が全て免除されるためには、保険料全額免除の申請及び学生納付特例の申請を合わせて3回行う必要があるが、行政側が3年度連続して特定の被保険者の免除申請に係る事務処理を誤ったとは考えにくいなど、申立人が保険料全額免除の申請及び学生納付特例の申請により申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年6月までの国民年金保険料のうち申立人が納付したとする金額に相当する月数分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から52年6月までのうち申立人が国民年金保険料を納付したとする金額に相当する月数

私の母は、昭和54年頃、私の国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員に勧められたため、過去の国民年金保険料を遡って納付する旨を申し出た。後日、納付書が2、3枚送られてきたので、私は、それらの納付書に記載された保険料額の約25万円を一括して最寄りの金融機関で納付した。納付した金額に相当する月数分の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、遡って納付したとする保険料の納付対象期間に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金の加入手続を行い、過去の保険料を遡って納付する旨を申し出た申立人の母親から当時の状況を聴取することができないため、遡って保険料を納付する旨を申し出た期間は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年9月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で納付することが可能であった52年7月まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるものの、申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第3回特例納付による以外にないが、申立人は、上記払出時点で60歳に到達するまで保険料を納付すれば老齢基礎年金の受給資格期間（300月）を満たすことができ、特例納付をしなければならぬ状況にはなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 56 年 12 月頃、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、過去 2 年分の国民年金保険料を 3 回から 4 回に分けて金融機関で納付した。加入後の保険料については、最初は納付書で納付し、その後は口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 62 年 7 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、当該年金手帳は国民年金に加入した際に交付されたものであると説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年頃から 54 年頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年頃から 54 年頃まで

私は、特例納付の制度を知り、昭和 54 年頃、当時居住していたA市を管轄するB社会保険事務所（当時）において、申立期間の国民年金保険料として 20 万円を少し超えるくらいの金額を特例納付により一括で納付した。特例納付後は、納付し忘れることがないように保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする昭和 54 年頃は、第3回特例納付の実施期間である。しかし、国民年金法附則（昭和 53 年 5 月 16 日法律第 46 号）第 4 条第 1 項によれば、第3回特例納付は、53 年 3 月以前における時効により保険料を納付することができない期間を対象としていることを踏まえると、申立人が保険料を納付したとする時期が、i) 54 年 1 月の場合は、申立期間は、全て過年度納付することができることから特例納付によっては納付することができない期間であり、ii) 54 年 12 月の場合は、申立期間のうち、52 年 10 月から 54 年頃までの期間は、過年度納付又は現年度納付できることから特例納付によっては保険料を納付することができない期間である。その上、申立人は、「申立期間の保険料について過年度納付はしていない。」と述べている。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する年金手帳において、申立人がB社会保険事務所管内に居住していたことを示す記録が確認できないことから、申立人は、A市で国民年金の加入手続を行っておらず、54 年頃にB社会保険事務所から申立期間の納付書が発行されていなかった可能性が高いものと推認できる上、申立人は、「A市において国民年金の加入手続を行った記憶が無い。」と述べている。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料として 20 万円を少し超えるくらいの金額を特例納付により一括で納付した。特例納付後は、納付し忘れることがないよう保険料を納付してきた。」と主張している。しかし、その納付金額は、第 3 回特例納付が可能である昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までのどの時期に納付した場合の金額とも大きく異なる上、申立期間の後にも保険料が未納の期間があり、申立人の主張と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで  
私は、結婚した昭和 63 年 6 月に国民年金に加入し、申立期間を含む過去の未納の国民年金保険料を何回かに分けて過年度納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、結婚した昭和 63 年 6 月に国民年金に加入し、申立期間を含む過去の未納の国民年金保険料を何回かに分けて過年度納付した。」と主張している。しかし、申立期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限後の納付による過誤納とされ、当該保険料は平成 2 年 1 月に申立期間直後の昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料として充当されていることが確認でき、これら内容に不自然な点は見られない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間及びその直後の期間の保険料の納付時期等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年4月から平成6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 から 平成 6 年 4 月 まで

私は、昭和 54 年頃に国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により申立期間に係る国民年金保険料を毎年前納してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に申立人の厚生年金保険の記号番号を基に付番されていることが確認できるものの、当該基礎年金番号が付番される前に申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、現在、平成元年度以降に交付された年金手帳を2冊所持しているが、いずれの手帳にも国民年金の手帳記号番号の記載は無く、申立人は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していたか否かの記憶が曖昧である。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間の保険料は、夫婦二人分を毎年前納してきた記憶がある。」と述べているが、オンライン記録によれば、当該期間は、申立人の夫も国民年金に加入していない期間として管理されており、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は181か月と長期間であり、申立期間当時に申立人が居住していた区において、これだけの期間にわたり年金の記録管理に係る事務処理に過誤が起こることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 12 月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間後の昭和 57 年 2 月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、現在所持している手帳以外の手帳の記憶が曖昧で、申立人に別の手帳記号番号の払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料は未納とされている上、当該被保険者台帳によれば、申立期間直後の昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料は、時効期限直前の 57 年 3 月にまとめて過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親から、当時の事情を聴取することはできないため、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月、同年4月、同年6月、同年7月、同年11月、7年4月、同年8月及び8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月及び同年4月  
② 平成6年6月及び同年7月  
③ 平成6年11月  
④ 平成7年4月  
⑤ 平成7年8月  
⑥ 平成8年1月

私の母は、平成6年1月頃にA市で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間に係る国民年金保険料は、9年3月に住所変更したB区を所管するB社会保険事務所(当時)から親宛てに納付書を送付してもらい、母が9年から10年までの2年間に5回から6回に分けて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私の申立期間に係る国民年金保険料を、B社会保険事務所から納付書を送付してもらい、平成9年から10年までの2年間に5回から6回に分けて納付してくれた。」と主張している。しかし、申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は9年3月にB区に転居していることが確認でき、申立期間①、②及び③は、当該転居の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である上、B社会保険事務所において当該期間に係る納付書を発行することはできない。

また、オンライン記録によれば、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥を除く、平成6年1月から9年3月までの期間の保険料は全て過年度納付されていることが確認できる上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録の事務処理の電算化が促進されたことなどに伴い記

録管理の信頼性が高いと考えられることから、納付記録が漏れたり誤ったりすることも考え難い。

さらに、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥は、平成6年3月から8年1月までの期間における6期間であり、約2年間において近接している6期間に行政機関及び金融機関の事務処理に過誤があったとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付期間に係る記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 62 年 6 月まで  
私の父は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする父親は加入手続及び保険料の納付に関して憶えていないと説明しており、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 10 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該手帳の住所欄には申立期間後の昭和 63 年 4 月以降に転居した住所しか記載されていないことが確認できるほか、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無く、父親から手帳について話を聞いていないと説明しているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年8月まで

私は、昭和52年3月に会社を退職した後、当時居住していた区の職員から国民年金の加入勧奨の電話を受けたため、区出張所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時に納付したとする保険料額等に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年12月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、現在所持する国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を受領、所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月までの期間及び平成 2 年 11 月から 3 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月まで  
② 平成 2 年 11 月から 3 年 9 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、私が当時居住していた区の区役所で再加入手続を行い保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 5 年 12 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、当該期間は、平成 7 年 12 月に申立人の被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点まで当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないほか、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は平成 3 年 1 月に申立人が当時居住していた区の区役所に転出の手続に行った際に、それまで納付していなかった 2 年 11 月から 3 年 1 月分までの保険料を窓口で納付し、転居してからは納付書に記載された期限までに金融機関

で保険料を納付していたと説明しているが、納付したとする金額は当時の保険料額と相違しているほか、当該期間は、5年12月に被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点まで当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないほか、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月  
私は、平成7年4月から同年6月までの3か月分の国民年金保険料を、送付された納付書により一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期について平成7年6月から同年8月頃までと説明しているが、申立期間直後の7年6月の保険料を9年7月9日に納付していることがオンライン記録で確認でき、納付した時期の記憶が曖昧であること、上記の保険料納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成元年2月までの期間及び2年4月から5年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から平成元年2月まで  
② 平成2年4月から5年10月まで

私は、会社を退職した際に、国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してきた。申立期間②については、再就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に再加入し保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所、納付したとする保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の手帳記号番号は申立期間後の平成7年11月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の大半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、現在所持する年金手帳以外のほかの年金手帳を所持したことがないと説明していること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11904

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年1月まで

私は、会社を退職後、市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に「国民年金にも加入するように。」と勧奨を受けたため、国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和53年10月に会社を退職した後に国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年9月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は当該払出時に交付されたとみられる年金手帳を所持しているが、ほかの年金手帳を受領、所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から14年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から14年6月まで

私は、20歳になった平成9年\*月頃に国民年金に加入し、11年頃に加入時からの未納分の国民年金保険料を金融機関で一括納付し、その後は毎月保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成11年頃にそれまでの未納分の保険料を一括で納付したと説明しているが、一括で納付した時期、納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧であり、その後の保険料については毎月納付していたと説明しているものの、毎月納付したとする保険料の納付額に関する記憶も曖昧であるほか、申立人は親に勧められて国民年金に加入したと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市では、申立人の基礎年金番号は、申立人が20歳になった9年\*月に職権により基礎年金番号が付番されていると説明しており、国民年金の加入手続についての記憶が定かでない。

また、申立人は平成11年頃に一括納付した以降は毎月保険料を納付し、当時居住していた市から現在居住する区に12年に転居したと説明していることから、11年頃以降の保険料は、11年頃は当該市の納付書で、転居した12年及び13年の保険料は転居先の当該区の納付書で、14年は当該区を管轄する社会保険事務所（当時）の納付書で現年度納付することとなるが、申立人は納付書についての記憶が曖昧であり、申立人が当該区に転居したのは申立期間後の15年7月であることが戸籍の附票で確認できるほか、申立人には13年9月以降の未納期間に対する過年度納付書が15年10月23日に作成されていることがオンライン記録で確認できるが、申立人は当該納付書の記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は無いが、昭和 50 年 1 月に結婚する時に父から「国民年金の未納分の国民年金保険料を一括で納付した。これで大丈夫だ。未納は無い。」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和49年12月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付及び第2回特例納付を利用して納付するしかない期間であるが、申立人は父親から特例納付に関する話は聞いていないと説明しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間に係る昭和47年4月から同年12月までの期間については、現在所持している国民年金手帳に納付済みと記載されていると説明するが、当該手帳の47年度の検認記録ページの当該期間は、申立人が申立期間当時に居住していた町の公印により抹消されていることが確認できることから、当該記載内容をもって申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とは言えないものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年10月までの期間及び12年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、15年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から11年10月まで  
② 平成12年3月から同年5月まで  
③ 平成15年4月から同年8月まで

私の母は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。申立期間①及び②当時、私は十分な収入が無かったので、母に頼んでA区役所で申立期間①及び②に係る国民年金保険料の免除を申請してもらった。申立期間①及び②の保険料が免除とされていないことに納得できない。また、私は申立期間③はB社で働いており、同社から厚生年金保険か国民年金かの選択をするよう指示があり、私は国民年金を選択した。同社が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずである。申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、平成7年7月から同年8月頃までに払い出されたものと推認できる。また、申立期間前の同年6月から8年3月までの期間の国民年金保険料は、同年7月26日に免除の申請が行われ、免除されていることが確認でき、申立人の母親は、「免除申請のため区役所には1回か2回行ったと思うが、よく覚えていない。」と述べているが、申立期間①当時は、保険料の免除の申請は毎年度行うことが必要であることから、母親の述べている1回か2回の申請回数では、申立期間①の全ての期間の免除申請をすることはできない。

また、申立人の母親は、「申立人の国民年金の加入手続を行った記憶が無く、年金

手帳が送られてきた。」と述べていることから、国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧であり、申立期間当時における申立人及びその母親の国民年金に対する関心は高くなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間①の保険料を免除申請していたことを示す関連資料が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間①の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、国民年金の加入勧奨に係る情報として、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 12 年 3 月 1 日を勧奨事象発生年月日とする未適用者一覧表（最終）が 13 年 8 月 23 日に作成されていることが確認できる。その後、申立期間②に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によると 13 年 12 月に追加され、当該期間が保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、当該期間は、当該記録の整備の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料の免除を申請することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間②の保険料を免除申請していたことを示す関連資料が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間②の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録によると、国民年金の加入勧奨に係る情報として、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 15 年 4 月 1 日を勧奨事象発生年月日とする「未適用者一覧表（最終）」が 17 年 2 月 22 日に作成されていることから、当該期間は、当該一覧表が作成された時点においては、国民年金に加入していない期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人は「自宅に納付書が送られてきた記憶も無く、国民年金保険料を納付した記憶も無い。」と述べている上、「B社から受け取った給与明細には社会保険料の控除は記載されていなかった。」と述べていることから、申立人及び同社が申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年9月まで

私は、平成5年12月末に会社を退職したので、6年1月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年12月末に会社を退職したので、6年1月頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録においては、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを示す記録は無い上、申立人が所持する年金手帳においては厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号は記載されていないことが確認できる。また、申立人も、「この年金手帳のほかに年金手帳は無い。」と述べており、申立期間当時において申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間当時、送付されてきた納付書により保険料を納付した。」と述べているが、前述のとおり、申立期間当時において国民年金手帳の記号番号は払い出されておらず、申立期間は、国民年金に加入していない期間であることから、申立人に対し納付書が送付されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年12月までのうちの約12か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年12月までのうちの約12か月  
私は、会社を辞めた後の平成4年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。最初の10か月くらいは送られてきた納付書で、金融機関か郵便局で国民年金保険料を納付していたが、家計が厳しくなったので保険料を納付できなくなり、督促状が何回か送られてきた。ある日、市の職員が保険料の集金に来たので、その場で2か月分の保険料を納付した。申立期間の全部を納付したわけではないが、約12か月分の保険料を納付したと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めた後の平成4年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、同番号制度が導入された9年1月1日に申立人の厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号の付番より前に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、前述の厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持し、「当該年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、当該年金手帳には、国民年金の記号番号は記載されていない上、「国民年金の記録」欄に国民年金の被保険者期間としての記載が無いことが確認できる。これらのことから、申立期間は、申立人が国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から55年2月まで

私の父は、私が20歳になった昭和50年頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。どこで加入手続を行ったかは父から聞いていないが、私の申立期間の保険料は父が自分の勤め先で自身の保険料と一緒に納付していたのではないかと父から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が20歳になった昭和50年頃に私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、61年7月頃に払い出されていることが推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録によると、平成7年8月1日に追加され、申立期間は未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該記録が追加された時点より前においては、申立人が国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間は、当該記録が追加された時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除又は学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、「平成10年12月25日交付」との記載がある年金手帳を郵便で受け取った。その後、20歳から平成13年3月までの期間の国民年金保険料は、免除等の申請を行った。申立期間の保険料についても学生納付特例の申請又は納付免除の申請を行ったはずである。申立期間の保険料が未納とされ学生納付特例又は申請免除となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「学生納付特例の申請又は納付免除の申請を行ったはずである。」と主張している。

しかしながら、学生納付特例制度は平成12年4月から施行されており、申立期間においては、当該制度が実施されていないことから、制度上、申立期間において学生納付特例を申請することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の平成10年12月から11年3月までの期間の保険料の納付免除を10年12月28日に申請し、申立期間直後の12年4月から13年3月までの期間の保険料の学生納付特例を12年5月31日に申請し、それぞれ承認を受けていることが確認できる。しかし、申立期間の保険料については、オンライン記録において、保険料の納付免除を申請した記録は確認できない上、申立人は、「免除申請を行った回数は、2回である。」と述べており、この回数は、オンライン記録における保険料の納付免除及び学生納付特例の申請回数と一致し、申立人が主張している10年12月から13年3月までの期間の保険料について納付免除又は学生納付特例の承認を受ける場合に必要とされる申請回数である3回と相違している。

このほか、申立人が申立期間の保険料について、学生納付特例又は免除を申請し、保険料を猶予又は免除されたことを示す関連資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予され又は申請免除により免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から12年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から12年1月まで  
私は、平成8年10月末日で会社を退職したため、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年10月末日で会社を退職したため、国民年金の加入手続を行った。」と述べている。しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、19年1月17日に厚生年金保険の記録の整備が行われたことにより追加され、申立期間が保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該記録の追加の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったものと推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人について、平成9年12月30日を勧奨事象発生年月日とする「未適用者一覧表（最終）」が、13年2月20日に作成されていることが確認でき、申立期間のうち、9年12月から10年12月までの期間は、当該一覧表の作成時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「納付書が送られてくるたびにコンビニエンスストアで納付書により保険料を納付していた。」と述べているが、申立期間当時においては、コンビニエンスストアで国民年金の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月及び同年 2 月  
私は、昭和 51 年に国民年金の加入手続を行い、外国に行く 58 年 3 月の直前まで、口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 3 月頃に夫の転勤により外国へ行った。」と述べており、申立人の国民年金の被保険者資格の喪失日は、オンライン記録によると、同年 3 月 19 日であることが確認できる。一方で、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、口座振替により納付した。お金をどこかへ持って行って納めた記憶は無い。」と述べている。しかし、申立期間当時、申立人が居住していたとする区の担当者は、「申立期間当時の口座振替日は、1 月から 3 月までの期間の場合、4 月 15 日であった。口座振替の停止が間に合わない時には、1 月から 3 月分の保険料を振り替えた後に 3 月分の保険料が還付される。1 月及び 2 月の保険料のみを振り替えることは、手続が煩雑になるので、その納付方法による可能性は低いと思う。」と説明している。このことから、申立期間の保険料が口座振替により納付された場合、58 年 3 月の保険料は、過誤納となるため還付されることになるが、オンライン記録において、当該保険料が還付された記録は見当たらない。その上、申立人は、当該保険料の還付に関する記憶が無い。

一方で、前述の区の担当者は、「納付の可能性は低いが、被保険者から依頼があれば、申立期間の 2 か月分の保険料のみを口座振替により収納することも不可能ではない。また、当該依頼が無い場合は、口座振替の停止を行い、2 か月分の納付書を作成し、納付してもらったと思われる。」と説明しているが、申立人は、当該依頼についての記憶や申立期間の保険料を納付書により納付した記憶も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から63年1月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を毎月、金融機関や郵便局できちんと支払ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和53年8月頃にA区で払い出されていることが確認できるが、申立人の当該払出簿の備考欄には「不在」と記載されていることが確認できる。このことについて申立人は、「昭和55年頃にA区からB区に転居した。」と述べている。しかし、申立人の戸籍及び戸籍の附票によれば、申立人は55年8月に婚姻し、57年4月にはB区内で転居していることが確認できるものの、申立人が55年頃にA区からB区へ転居したことを確認することができず、59年に作成されたA区に係る年度別納付状況リストにおいては、申立人の氏名は旧姓のままで、住所欄には前述の手帳記号番号が払い出された際の同区内の住所が記載され、区分欄には「フザイ」と記載されていることが確認できる。また、オンライン記録によれば、63年3月にA区からB区へ申立人の住所の変更が行われ、申立人の氏名は、同年4月に婚姻後の姓へ変更されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、国民年金の住所変更を行わなかったものと推認でき、申立人に対して申立期間に係る保険料の納付書は送付されず、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

一方で、前述のA区で昭和53年8月頃に払い出された国民年金手帳の記号番号とは別に、49年5月頃、実家のあるC県D町において申立人に対し手帳記号番号が払い出されていることが、同町の国民年金受付処理簿により確認できる。しかし、オンライン記録によると、当該手帳記号番号での保険料の納付の記録は無く、また、同年11月の厚生年金保険の加入により国民年金の被保険者資格を喪失した以降においては、当該手

帳記号番号での国民年金の加入の記録は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料額、納付場所及び納付頻度の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月

私は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続と妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を市役所で行い、納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間後の平成13年9月15日に第1号被保険者として初めて国民年金に加入したことが市の押印とともに記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であるほか、申立人が12年10月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、14年8月27日に勧奨関連対象者一覧表が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人は同年8月まで国民年金の加入手続を行っていないことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立人の妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行うとともに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと説明しているが、妻の申立期間に係る当該切替手続は平成13年4月に行われていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人から新たな資料の提出は無く、新たな事情も認められないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

私の母は、私が学生であったため、けがをして障害者となることを心配し、事故があったときに障害年金の受給ができるよう、私が 20 歳の頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、昭和 63 年の加入手続後に年金手帳を受け取った記憶は無いと説明している。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「被保険者となった日」は申立期間直後の平成 3 年 4 月 1 日と記載されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号は、大学生が国民年金の強制加入対象となった申立期間後の同年 4 月頃に払い出されていることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年2月までの期間及び同年12月から63年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から60年2月まで  
② 昭和60年12月から63年5月まで

私は、20歳になった昭和58年\*月に、区出張所で国民年金の加入手続を行って以降、年金に変更が生じた際にはその都度、切替手続を行っていた。国民年金保険料の納付に関する記憶は定かでないが、平成8年8月に戸籍の届出を行った際に、区職員に国民年金の未納期間を確認したところ、未納は無いと言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間②後の平成元年6月に払い出されており、当該払出時点で申立期間①及び②の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は同年2月及び同年3月の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるものの、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から5年3月まで

私の母は、私が平成7年3月に大学を卒業して就職した頃に区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、区役所職員から国民年金保険料を遡って2年分納付することを勧められ、母はその月に納める保険料と遡って納付する月の保険料を併せて2か月分の保険料約2万円を2年間納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料の納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成7年4月頃に払い出され、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間直後の5年4月の保険料は7年5月26日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、7年5月26日から9年5月1日までの2年間に、5年4月から7年3月までの期間の保険料を過年度納付するとともに、7年4月から9年4月までの期間の保険料を現年度納付しており、いずれの保険料も併せて各1か月分をほぼ毎月納付していることがオンライン記録で確認でき、その内容は過年度分と現年度分の保険料を2年間納付していたという申立内容とおおむね一致する。

加えて、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私は、平成3年4月に国民年金の加入手続を行った。平成4年10月頃、母親から国民年金加入前の期間も遡って国民年金保険料を納付することができると聞いたので、社会保険事務所（当時）に行き、未納期間の保険料を全部納付したいと申し出たが、社会保険事務所の担当者から2年間しか遡って納付できないと説明を受け、その場で納付可能であった2年9月から3年3月までの7か月分の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、申立人は申立期間直後の平成3年4月1日に強制加入により国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人は学生であり、学生が国民年金に強制加入対象となったのは平成3年4月1日以降であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、制度上、任意加入以前の未加入期間の場合には遡って保険料を納付することができないため、申立人が保険料を納付したとする4年10月時点で2年9月から3年3月までの期間は遡って保険料を納付することはできず、申立人は申立期間の保険料の納付時に年金手帳を持参したと思うと説明しているものの、同手帳には申立期間の資格得喪記録は記入されていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、社会保険事務所から渡されたとする手書きのメモがある「被保険者記録照会」を所持しており、このメモの記載内容をもって申立期間の保険料を納付した証拠書類であると説明しているが、当該書類に記載されたメモ書きの内容は、だれがどのような目的で記載したものかを当委員会で判断することは不可能であり、この書類を

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とみなすことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 2 月までの期間、57 年 7 月から 58 年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 56 年 2 月まで  
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 12 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、勤めていた会社を昭和 55 年 3 月に退職したので、区役所で国民年金の加入手続を行い、以後、未納無く国民年金保険料を納付してきた。婚姻後は私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたが、保険料の免除申請をした記憶は無い。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧であり、保険料は毎月納付していたと説明しているが、当該期間当時に申立人が居住していた区では保険料の納付は3か月単位である。

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 8 月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間当時に保険料の免除の申請がされ、それぞれ当該期間の免除手続が行われていたことがオンライン記録で確認でき、この免除記録に不自然な点は認められず、申立人の元夫も当該期間のうち昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間が申請免除となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から60年2月までの期間及び61年8月から平成4年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年9月から60年2月まで  
② 昭和61年8月から平成4年3月まで

私は、20歳になった時に当時居住していた区の出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は同出張所又は郵便局で納付した。また、結婚により会社を退職した時は、転居後の区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料は金融機関又は郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は20歳になった昭和56年\*月に居住する区の出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成7年6月から7月頃までに払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月から平成2年3月まで  
② 平成2年4月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になった頃、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、加入手続の際に手帳の交付を受けたか、保険料額はいくらであったかについて、はっきり覚えていないとするなど、加入手続及び申立期間の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に基礎年金番号制度の導入によって付番されており、当該付番時点以前に、申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されていた記録は無く、当該付番時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間①は学生の任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 7 月まで  
私の母は、昭和36年に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は平成 9 年 1 月に付番されており、当該付番前に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年8月までの期間及び51年3月から52年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年8月まで  
② 昭和51年3月から52年4月まで

私は、結婚前は母から年金は大事だからきちんと国民年金保険料を納付するようと言われており、結婚後は叔父から厚生年金保険から国民年金にすぐに切替手続きをなさと言われていたため、国民年金に再加入して保険料を金融機関で3か月ごとに納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きの時期、国民年金手帳の受領、保険料の納付額、納付頻度及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年5月に国民年金に任意加入したことにより払い出されており、当該払出時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間②については、任意加入前の未加入期間となるため、制度上、保険料を遡って納付することができない期間であること、申立期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から52年2月まで

私は、20歳前から会社に住み込みで勤めていたが、20歳になった時、勤務先の事業主が私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は加入直後から自身で近くの郵便局で毎月遅れることなく納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時勤務していた会社の事業主が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金保険の加入手続を行ってくれたとする事業主は、申立人の加入手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和53年4月頃に払い出されており、申立期間に係る被保険者資格の得喪記録は、平成元年7月10日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間当時に保険料を納付していたとする郵便局は、申立期間当時は開設されていなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の母は、学生が国民年金の強制加入となった平成3年4月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親は、当時の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、母親が実家所在地の市で国民年金の加入手続きを行ってくれたと説明しているが、申立人は申立期間前の昭和63年9月に別の市に転出しており、実家所在地の市では加入手続きができないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は転入先の市で申立期間中の平成3年9月頃に払い出されていることがオンライン記録から確認できるが、申立人は申立期間当時に保険料を納付した記憶が無いなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年5月まで  
私は、平成6年に会社を退職した際に、会社から離職に当たっての諸手続の説明を受けていたことから、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得した同年5月時点では、申立期間のうち、7年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができず、その後の同年4月及び同年5月の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は遡って保険料を納付したことはないと説明していること、申立人の所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金の記号番号は記載されておらず、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月  
② 平成3年12月

私は、平成3年4月に転居した市への転入手続時に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。その後会社を退職した際にも厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間②の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料額に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年1月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、上記手帳記号番号の払出時点で、当該期間の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したことはないと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年9月まで  
私の母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金の加入手続きをした場所、受け取った後に紛失したとする国民年金手帳の色、態様等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年7月頃に払い出され、申立人が現在所持する年金手帳には、国民年金の初めて被保険者となった日は、61年3月29日と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年4月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立期間当時の国民年金の再加入手続き時期及び保険料の納付回数、納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する2冊の年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間に係る被保険者資格の得喪記録は記載されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間が学生納付特例となっていたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11944 (事案 8248 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 2 月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料は、電話のみで免除申請を継続しているはずである。申立期間の保険料が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、当初申立人は申立期間を含む昭和 61 年 4 月から平成 3 年 2 月までの期間の申立てを行い、これに対して、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間は電話のみで保険料免除の更新手続きをしたと説明しているが、当該区役所では免除申請は年度ごとに申請書類の提出が必要であったと説明しているほか、申請免除を夫婦一緒に行っていたとする申立人の夫も当該期間の過半は保険料が未納であるなど、申立人の当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間を前回委員会に提出した資料により昭和 63 年 7 月から平成 3 年 2 月までの期間に変更して申立てしたと説明しているが、当該期間は当初の申立期間に全て含まれており、当該資料の記載内容についても既に当委員会で検討されているほか、申立人から提出された資料及び説明は委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提供及び具体的な説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から48年9月まで  
私は、申立期間に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の当初である昭和45年2月当時に居住していた市で国民年金の任意加入手続を行い、以後、納付書により市役所で保険料を納付していたと説明しているが、当該市では同年6月までは印紙検認により保険料を収納する方式であり、申立人は当該市で印紙検認により保険料を納付した記憶は無く、当該市で納付したとする保険料額に関する記憶も定かでない。

また、申立人は昭和46年10月に他市に転出した以降も引き続き定期的に転出先の市役所で保険料を納付していたと説明しているが、申立期間直後の48年10月から49年9月までの保険料は50年に過年度納付されており、申立人が定期的に保険料の納付を開始したのは51年以降であることが特殊台帳で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年3月まで

私は、最初の会社を退職した後に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料として7万5,000円くらいを区役所窓口で遡ってまとめて納付したと説明しているが、その納付額は申立期間の保険料額と相違しており、当該区役所では過年度保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年12月時点は第3回特例納付の実施時期であったものの、申立人は特例納付を行った記憶が無いほか、上記手帳記号番号の年金手帳を1冊所持しており、その他の年金手帳を所持していたことはないと思うと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 9 月まで  
私は、国民年金の加入手続をした記憶はないが、父が行ってくれたと思う。父は、私が父に渡した申立期間の国民年金保険料を納付書でまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続をした記憶は無く、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと申立人が説明する父親から加入状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、申立期間の保険料を父親に渡し納付してもらったと説明しているが、父親に渡した時期に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付額は 10 万円以上だったと思うと説明しているが、その額は申立期間の保険料額と大きく相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 11 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は上記手帳記号番号の払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料を過年度納付しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から4年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、当時申立人が居住していた市では平成3年4月以降 20 歳以上で主に大学在籍者と思われる国民年金の未加入者に対しては職権で手帳記号番号を払い出していたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 10 月頃に払い出されていることが確認できるが、申立人の母親は同年7月に既に死亡しており、当該手帳記号番号では申立期間の保険料を納付することはできなかったなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで  
私の母は、私と弟の国民年金の加入手続をし、市役所窓口で国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続をしたとする母親は加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人及びその弟の国民年金手帳の記号番号は平成5年5月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人の母親が申立人の保険料を遡って納付したとする市役所窓口では過年度保険料の収納は取り扱っておらず、申立人の母親が納付したと説明する申立人とその弟の保険料の合計額は、申立期間の保険料及び弟の上記払出時点で過年度納付が可能な3年9月から5年3月までの期間の保険料の合計額と大きく相違しているほか、弟の当該期間の保険料も未納であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月4日から34年1月11日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月11日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する8名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名全員に支給記録が確認でき、8名全員について資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同社が保存している「被保険者台帳」の申立人の欄には、「34. 1. 12 脱退手当金請求」との記載が確認できることを踏まえると、申立人に係る脱退手当金については、事業主が代理請求をしたものと認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和34年3月12日に近接した同年2月10日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から36年9月10日まで  
平成20年2月に、年金記録の確認をしたところ、A社に勤務した申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、同社を退職時には、厚生年金保険や脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金の請求手続や受給をしていないので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年9月10日の前後の各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する11名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、9名に支給記録が確認でき、そのうち8名については、資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者2名は、「脱退手当金の請求は、自分で手続をした記憶が無いので、会社がしてくれたと思う。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていること意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年12月20日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から36年4月11日まで  
60歳になり年金受給の手続をしたときに、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。その後、何度か社会保険事務所(当時)に確認したが納得した回答が得られなかったので申立てをした。  
申立期間に係るA社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金を受給した記憶も無いので、その支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月11日の前後の各4年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する14名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名に支給記録が確認でき、11名全員に資格喪失日から7か月以内に支給決定がなされている上、申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日が近接している支給決定者1名については、申立人と脱退手当金の支給決定日が同日となっていることを踏まえると、同社では事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年6月9日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月8日から39年9月24日まで  
② 昭和39年10月1日から41年4月23日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金については、受け取った記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿において、同社を退職後の昭和41年6月1日に、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を統合する手続がとられていることが確認できることから、申立人に対する脱退手当金は同年8月1日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記号番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年8月1日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から35年8月25日まで  
年金記録の確認をしたところ、A社に勤務した申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、同社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶も無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年8月25日の前後の各4年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する5名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、3名に支給記録が確認でき、3名全員について資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者1名は、「脱退手当金の請求については、同社が手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年10月13日の直前の同年9月5日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されており、脱退手当金支給整理簿には、申立期間に係る脱退手当金の支給金額や受付年月日が記載されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から29年12月25日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚等の供述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間は、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主が死亡している上、同社の所在地を管轄する法務局においても同社の商業登記の記録が確認できないことから、当時の役員に照会することができず、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、同僚は、A社が適用事業所でなくなった後に保険料の控除があったかどうかは不明である旨供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる従業員3名は、連絡先が不明であり照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) にアルバイトとして勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できる資料が無く、申立人に係る書類も保存していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況は不明である旨回答しており、また、加入させていない従業員の給料から保険料控除をすることは無い旨回答している。

さらに、同時期に勤務していた従業員 14 人のうち、正社員になる前にアルバイト勤務したと回答があった者は一人であるが、同従業員は、3か月程度は試用期間だったため厚生年金保険に加入していない旨回答しており、A社では、アルバイト勤務があった者について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがわかる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
② 昭和 50 年 3 月 10 日から同年 10 月 30 日まで  
③ 昭和 51 年 3 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社、申立期間③についてはC社に勤務したが、いずれの事業所においても厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間に各事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てしているところ、商業登記の記録は確認できないものの適用事業所検索システムによると、申立人が記憶している所在地にD社という事業所を確認することができる。

また、D社に勤務していた従業員のうち一人は、申立人は昭和 47 年頃の入社で6か月くらい勤務していたと回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主が死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、複数の従業員が、申立期間①当時の従業員数は 10 名程度と回答しているところ、D社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間の被保険者数は2名であることが確認できることから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいない取扱いであったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、商業登記簿謄本では、E社という事業所を確認することができるものの、適用事業所検索システムでは同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、E社の代表者の妻は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない旨供述しており、既に解散している上、代表者も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務していたとするC社は、適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所ではなく、所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、申立期間③において、F町にあるGビルディング建設工事を行っていたと供述しているところ、同工事の着工は昭和56年8月、竣工は59年3月であり、申立人の記憶と一致しないことから、事業所を特定することができず、勤務実態を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 20066 (事案 5315 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 1 月 5 日まで  
③ 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 52 年 11 月から 53 年 8 月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正の必要が無いとの通知があった。しかし、勤務していたことは確かであり、絶対に保険料も引かれていた。申立期間②及び③に係る給与明細書を提出するので、再度調査してほしい。また、D社(現在は、E社)に勤務していた申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと主張しているが、同社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないこと、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いこと、申立人は、同社の代表者や同僚について記憶が曖昧なため、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないことなど、申立期間②に係る申立てについては、申立人は当該期間もB社に勤務していたと主張しているが、申立人の同社における雇用保険の記録と厚生年金保険の記録は符合しており、当該期間については雇用保険の加入記録は無いことなど、申立期間③に係る申立てについては、申立人は、当該期間にC社に勤務していたと主張しているが、同社の当時の事業主は、同社はF社を後に創業するために一時的に設立した会社であり、女性従業員については厚生年金保険に加入させていなかった旨供述していること、C社の複数の元従業員も、同社では女性従業員を厚生

年金保険に加入させていなかったと思うと供述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たに、B社とC社に勤務していた期間の一部の給与明細書を提出するので、再度調査してほしいと申し立てている。

申立期間①について、G市に確認したところ、申立人が勤務していたとするA社と同名の事業所が、申立人が記憶している同社の所在地付近に存在し、当該期間に不動産業の登録を受けていることは確認できる。

しかしながら、現在では、当該事業所の所在及び事業主の連絡先は不明であることから、当該事業所が、申立人が勤務していたとするA社と同一事業所であることを確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出された「給料支払明細書」及びB社の複数の元従業員の供述から、申立人が当該期間に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間②に係る昭和 50 年 10 月分の「給料支払明細書」によると、厚生年金保険料は控除されておらず、また、他に申立人から提出のあった「給料支払明細書」は当該期間のものではないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の元従業員の一人は、「正社員になるまでの数か月間は厚生年金保険と雇用保険に加入していなかったと思うし、申立人も入社当初はパートで、後に正社員になったと、申立人から聞いたことを記憶している。」旨供述していること、雇用保険被保険者記録により、当該従業員及び他の3人の元従業員の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日はいずれも一致していることが確認できることから、同社では、正社員となった際に、厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

申立期間③について、申立人はC社に勤務した際のものであるとして、「給料明細書」を提出しているが、当該「給料明細書」には事業所名及び支払年月の記載が無く、同社の「給料明細書」であることを確認できず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

今回新たに申し立てている申立期間④について、申立人はD社に勤務していたと主張しているが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社が設立されたのは申立期間より後の昭和 61 年 1 月 28 日であることが確認できる。

また、申立人はD社で上司であったとする者の名刺を提出しているが、当該者に照会したところ、同社には平成 5 年に入社しており、申立人の記憶は無いと供述している。

さらに、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 5 月 1 日であり、同

時に被保険者資格を取得している元従業員6人に照会したところ、3人から回答があったが、申立人を記憶している者はいない。

加えて、E社の現在の総務担当者は、平成2年3月から勤務しているが、入社時に10年以上勤務していた者はおらず、申立人についての記憶は無い旨供述していることから、申立人のD社における勤務実態について確認することができない上に、これらの者から申立期間④当時に同社が存在していたことの供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成7年1月1日から8年2月27日までの期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成8年2月28日から9年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間②のうち、平成10年8月1日から11年8月26日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

加えて、申立期間②のうち、平成11年8月27日から13年8月31日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月1日から9年4月1日まで  
② 平成10年8月1日から13年8月31日まで

A社の代表取締役であった期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も厚生年金保険料を納付していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低くなっているため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成7年1月1日から8年2月27日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年1月1日より後の8年2月27日付けで、7年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って同年1月1日と記録されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成8年2月27日付けで、7年10月の定時決定の記録が取り消され、資格喪失日を同年1月1日と記録されている者が3人、当初の資格喪失日を

8年2月27日付けで取り消され、遡って7年1月1日と記録されている者が4人確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記訂正処理日を含む当該期間において代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、代表者印は金庫に保管しており、自分の知らないうちに押印されることは無かったと思うが、社会保険事務所（当時）等に対する届出事務については、税理士及び社会保険労務士に依頼していたので、自分は関与していない旨供述している。しかし、申立人は、当該税理士及び社会保険労務士の名前は記憶しておらず、また、当該期間当時の資料についても5年ほど前の火災で焼失してしまった旨供述している。

さらに、当該期間にA社の元従業員であった6人に照会したところ、回答のあった二人は、当時、同社の経営は大変厳しく、税理士もいたようだが、申立人が社会保険の手続を行っていたと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険事務に権限を有し、自らの厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者記録の喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

申立期間①のうち、平成8年2月28日から9年4月1日までの期間について、オンライン記録において、申立人の被保険者記録が遡って取消しや訂正された形跡は見られず、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は当該期間の給与明細書等の資料は保有しておらず、上述のとおり、A社の税理士及び社会保険労務士であった者は特定できないことから、当該期間の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B区から提出された申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、申立人は、平成7年1月1日から9年4月2日までの期間、国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、平成8年2月28日から9年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、平成10年8月1日から11年8月26日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、同年8月26日付けで10年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って9万2,000円と記録され、11年9月まで継続していることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記訂正処理日を含む当該期間において代表取締役であることが確認できる。

また、上述のとおり、申立人は、代表者印は金庫に保管していたが、社会保険事務所等への届出事務を依頼していた税理士及び社会保険労務士の名前は記憶しておらず、ま

た、資料についても火災で焼失してしまった旨供述している。

さらに、当該期間にA社の元従業員であった11人に照会したところ、回答のあった4人は、社会保険の事務手続は申立人が行っており、また、同社の経営は厳しそうであった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険事務に権限を有し、自らの標準報酬月額記録訂正に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立期間②のうち、平成11年8月27日から13年8月31日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成11年10月）において9万2,000円、12年10月の定時決定において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上述のとおり、同社の代表取締役である申立人は、社会保険事務所等への届出事務を依頼していた税理士及び社会保険労務士の名前は記憶しておらず、また、資料についても火災で焼失してしまった旨供述していることから、当該期間における報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人はA社の代表取締役として、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることは明らかであり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年頃から 50 年頃まで  
② 昭和 58 年頃から 60 年頃まで  
③ 昭和 60 年頃から平成 3 年頃まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の総務担当者の供述から、申立人が当該期間に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、43 年頃から 44 年 3 月 31 日までの期間は適用事業所となる前の期間である。

また、上記総務担当者は、申立期間①当時の資料は廃棄して残っていないが、A社では見習期間の従業員については厚生年金保険には加入させないことになっており、申立人は中学卒業後すぐの入社で見習期間のため加入させておらず、また、見習期間終了後に申立人と厚生年金保険の加入について相談した結果、加入しない方が手取りの給与額が多くなるとのことで、加入させない取扱いにしたことを覚えている旨供述している。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 50 年 6 月 19 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 15 日に資格を喪失していることが確認でき、申立人の同社における雇用保険の加入記録と符合している。

これに対し、申立人は、B社に再入社したことは無いので当該記録のある期間と申立期間②とを間違えたと思う旨供述している。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和59年4月から60年3月までの期間に国民年金の申請免除を受けている記録が確認できるが、申立人は、当該手続を自ら行ったと思うと供述している。

申立期間③について、申立人はD県E市にあるC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、C社の取締役は、同社の社員管理を行っているが、申立人についての記憶は無い旨供述していることから、申立人の同社における勤務実態について確認ができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

さらに、上記取締役は、C社では、職人が多く、給与は日払いで働いた日数分の手当としており、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、厚生年金保険料は控除していない旨供述している。

加えて、申立人は、C社における勤務期間についての記憶が曖昧であり、昭和62年にF県G市に引っ越したと供述しており、申立人に係る戸籍謄本の附票の記録によれば、申立人が同年11月にF県G市に住所変更していることが確認できることから、申立期間③のうち、同年11月以降は同社で勤務するのは困難であると認められる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年頃から 46 年頃まで  
② 昭和 46 年頃  
③ 昭和 49 年 6 月 26 日から同年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間は確実なものではないが、勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、昭和 47 年 2 月 10 日にC社に入社してから、次に勤務したD社（後に、E社）を 53 年 5 月 31 日に退社するまで、空白期間無く勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録では申立期間③及び④が抜けている。申立期間③は、C社退社後に空白期間無くD社に勤務し、申立期間④は、D社からE社に社名が変更になっただけで、継続して勤務をしていたので、申立期間③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

一方、申立人の記憶するA社に関する所在地から、申立人が勤務していた事業所名称は、A社ではなくF社であったことが、同社の商業登記簿謄本における所在地の記載からも推認できる。

また、F社の所在地に関する申立人の供述が具体的であること等から判断すると、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、申立期間①の頃に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、F社は、申立期間①よりも前の昭和 40

年 11 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、F社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、事業主及び取締役の連絡先も不明であり照会ができなかったほか、申立人は、同社における同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

なお、申立期間①における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が記憶している所在地においてB社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、B社の代表者を特定することができない上、申立人は、同社における上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は、B社においてプレスの仕事をしていたと供述しており、同社はプレス関係の業種であったと考えられることから、G健康保険組合に同社の加入歴を照会したが、確認することはできなかった。

加えて、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録によると、申立人のC社における資格取得日は昭和 47 年 2 月 10 日、離職日は 49 年 6 月 25 日と記録されており、同社における厚生年金保険の加入記録と符合している。

また、C社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の健康保険被保険者証は、昭和 49 年 7 月 16 日に返戻されている記録が確認できる。

さらに、C社を昭和 49 年 8 月 25 日に退職し、申立人と同様に次のD社において同年 9 月 2 日に被保険者資格を取得している同僚は、期間まではっきりしないが、申立人は自分より前にC社を退職して次のD社には自分より前に入社していた旨供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間④について、D社H支店及び名称変更後のE社H支店の当時の従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和49年9月から申立期間④を含め、53年5月31日までの期間、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D社H支店の経理担当者は、申立期間④も継続して業務を行っていたが、経理事務及び社会保険事務は、本社が一括して行っていたので詳細は不明だが給与は支払われていた旨供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人と同様に、D社からE社に社名が変更した後も継続して勤務していた本社の事業主及び従業員並びにH支店の同僚及び従業員も、申立期間④は厚生年金保険の被保険者期間とはなっていないことが確認できる。

このことについて、D社本社の元業務部長は、当該期間は、D社からE社への業務の移行期間であり、一度D社を退職させるので失業保険をもらうように言われ、失業保険を受給していた旨供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和50年2月28日にD社を一度離職し、離職票が交付されており、同年3月29日にE社において再度加入していることが確認できる。

さらに、申立期間④の給与明細書などを保管している同僚及び従業員がいないため、当該期間に係る保険料の控除について確認することができない。

これらのことから、D社では、昭和50年3月1日に従業員全員を厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、E社が厚生年金保険の適用事業所となった同年5月1日に、再度被保険者資格を取得させたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から33年1月14日まで  
年金事務所から厚生年金保険の加入期間照会についての回答を受け取り、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、会社からは脱退手当金の説明が無く、自分で手続きもしていないし、一時金も受け取ってはいないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月14日の前後1年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす8人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む6人について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員がそれぞれの被保険者資格喪失日から1か月前後に支給決定がなされている上、申立期間当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 20071 (事案 1279 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 35 年 9 月 27 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。今回新たに、申立期間当時に事業所が加入していた組合の名称、勤務先であった百貨店の売場担当者の氏名及び事業主の妻の実家が縫製業を営んでおり、そこが親会社であったことを思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述から、申立人の申立期間のA社における勤務はうかがえるものの、同社について、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、所在地を管轄する法務局の商業登記の記録も確認できないこと、また、同僚は、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった旨供述していることから、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、申立期間当時にA社が加入していた組合の名称、勤務先であった百貨店の売場担当者の氏名及び事業主の妻の実家が縫製業を営んでおり、そこが親会社であったことを思い出したので、再調査してほしいとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が記憶していた組合に照会したところ、当時の事業主及び事業主の妻は、当該組合の組合員であったことが確認できるが、当該組合に係るオンライン記録では、厚生年金保険の加入記録は確認できず、当該組合は、「当組合の被保険者となれるのは、当組合に勤務する従業員のみで、組合員は被保険者となることはできな

い。」旨供述している。

また、事業主及び事業主の妻は国民年金の加入記録しか確認できないことから判断すると、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人が記憶している百貨店の売場担当者二人について、当該百貨店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、同じ姓の従業員を確認することができたが、いずれの者も既に死亡しており、当時の勤務状況等を確認することができない。

加えて、申立人は、事業主の妻の実家が親会社であったと供述しているところ、このことについて上記組合に確認したが、この件については情報を持っていない旨回答しているほか、申立人は事業所の名称及び住所を記憶しておらず、当該親会社を特定することができない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月から31年10月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間もミシン編物教室の講師として間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

営業担当者の「私は、昭和31年5月頃にA社に入社したが、申立人は既にミシン編物教室の講師として同社に勤務していた。」との供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和30年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、29年9月から30年7月31日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は連絡先が不明である上、B社は、当時の資料を保管していないため、申立期間当時のことは不明である旨回答しており、申立人の入社時期、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、9人のミシン講師のうち、申立人を含む同期入社6人が昭和31年10月1日に、また、残る3人が同年11月1日に、それぞれ資格取得していることが確認できる。このことから、同社は、ミシン講師として採用した者について同時期にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の被保険者資格取得日は、昭和31年10月1日と記載されており、事業所別被保険者名簿の取得年月日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 3 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
④ 平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
⑤ 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで  
⑥ 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで  
⑦ 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで  
⑧ 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで  
⑨ 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで  
⑩ 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
⑪ 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①から⑪までの厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑪までについて、標準報酬月額の相違について申し立てている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、その額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

申立期間①、②、③、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び申立期間⑤のうち平成8年10月1日から9年10月1日までの期間について、A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間④について、申立人に係る当該期間の標準報酬月額（53万円）は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限であることが確認できる。

申立期間⑤のうち平成8年5月1日から同年9月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は59万円であることが確認できるが、報酬月額に見合う標準報酬月額（53万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（56万円）よりも低い額であることが確認できる。

申立期間⑤のうち平成8年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（41万円）及び報酬月額に見合う標準報酬月額（53万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（56万円）よりも低い額であることが確認できる。

なお、A社は、給与は末日締め当月25日払い、保険料は翌月控除であると供述している。

これらのことから、申立期間①から⑪までについて特例法による記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 9 月 1 日まで  
⑤ 平成 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで  
⑥ 平成 62 年 10 月 1 日から 63 年 5 月 21 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額より低く記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間当時の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 21 条の規定に基づいて、各年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた給与の総額（時間外手当等の非固定的賃金を含む。）を 3 で除した額を同法第 20 条に定められた被保険者の報酬月額の等級区分に当てはめて決定（以下「定時決定」という。）され、同年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで適用される。また、当該標準報酬月額は、昇給又は降級に伴う固定的賃金の増減により、上記報酬月額の等級区分に当てはめて、二等級以上の差を生じた場合を除き、定時決定後に非固定的賃金（時間外手当等）の増減により、総支給額が増減したとしても適用期間内に変更されることはない。

申立期間①、②及び⑤のうち昭和 62 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人は、当該期間の控除額を証明する給与明細書等を所持していないが、A社が提出した申立人の 58 年 1 月から 61 年 12 月までの賃金台帳によると、当時は非固定的賃金の変動が大きかったことが認められることから、申立期間①、②及び⑤のうち 62 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間についても非固定的賃金の変動が

大きかったことがうかがわれ、また、同社は、申立期間①及び②当時の届出資料及び賃金台帳等は保存していないが、当該期間当時、申立人が所属していた部署の特殊性から残業等の変動手当の多い月と少ない月があり、標準報酬月額の変動は十分にあり得ると供述していることから、申立期間①の標準報酬月額が17万円から11万8,000円に6等級、申立期間②の標準報酬月額が22万円から20万円に1等級、申立期間⑤の標準報酬月額が44万円から34万円に4等級引下げとなっても不自然とは言えない。

申立期間⑥については、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に標準報酬月額は36万円と記載され、オンライン記録と一致している上、オンライン記録では、申立期間⑥の申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は無く、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと推認できる。

2 申立期間③、④及び⑤のうち昭和61年10月1日から62年1月1日までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、その額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

当該期間について、A社は、給与は末日締め当月20日払い、保険料は翌月控除であると供述しているが、同社から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 12 日から 53 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 53 年 10 月 10 日から 54 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 54 年 8 月 20 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにB社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中に両社間の異動はあったが、両社には営業職として継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においてA社に、申立期間③においてB社に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録により、申立期間①のうち、昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 1 月 4 日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 53 年 1 月 4 日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社及びB社の申立期間当時の事業主は、当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間に両社において厚生年金保険の資格を取得している複数の同僚及び従業員に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった全員が不明であるとしていることから、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から 59 年 1 月 5 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、社会保険業務の担当者として申立期間も継続して勤務し、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されており、保険料は社会保険事務所（当時）に納付していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社に係る商業登記簿謄本により、申立人が申立期間に同社の取締役として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管していないとしていることから、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において昭和 58 年 2 月に厚生年金保険の資格を喪失しているのは申立人一人のみであることが確認できる。同社から提出された社会保険料領収証書によれば、同社が社会保険事務所に納付した保険料額は、申立人が被保険者資格を喪失した同年 2 月以降、申立人の標準報酬月額に基づく保険料額が減額されていることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和 58 年 2 月 1 日に一度被保険者資格を喪失し、その際、政府管掌健康保険証が返却された記録が確認でき、遡って被保険者資格を喪失させる等の手続が行われた形跡はうかがえず、社会保険事務所における事務処理に不合理な点は見当たらない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号。以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、申立人は、A社において社会保険業務を担当し、自身で手続を行っていたとしている。

これらのことから、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」と認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社は、自分の在籍期間中にB社に社名変更したが、継続して勤務し保険料は控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同様、A社からB社に継続して勤務していたとする複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間に、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成 5 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社は同年 9 月 1 日に適用事業所となっていることから、申立期間においては、両社は適用事業所としての記録は無い。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成 5 年 8 月 30 日、B社における資格取得日は同年 9 月 1 日であることが確認でき、雇用保険の加入記録においても被保険者記録に空白があることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、上記複数の従業員においても、申立人と同様、申立期間に被保険者記録の空白が確認できるが、当該従業員は申立期間に係る給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していない上、そのうちの一人は、「申立期間に係る厚生年金保険料は控除されなかった。」旨供述している。

なお、商業登記簿謄本によると、A社は法人として存続しており、同社に照会したが、回答は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月31日まで  
年金事務所からの連絡により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月31日より後の同年11月5日付けで、11万8,000円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び当該遡及減額訂正時において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の複数の元役員及び元従業員は、「申立人は常務として、総務・経理を担当し、会長（商業登記簿謄本によると、平成4年10月5日付けで代表取締役を辞任）を補佐するなど会社全体を見ていた。また、社判・代表者印は、代表取締役（商業登記簿謄本によると、平成4年10月5日付けで就任）が管理していたが、申立人や会長も自由に使える立場であり、申立人は、社会保険事務に関与できる立場であった。」旨供述している。

さらに、A社の破産管財人は、「自分は平成5年2月から同社の破産管財人となったが、事務交渉したのは代表取締役ではなく会長や申立人だったので、同社の権限は会長と申立人が有していたと思う。」旨供述している。

これらのことから、申立人は、「自分は営業担当の取締役であった。」としているが、申立人は、A社において社会保険事務の権限を有していたと認められ、申立人が関与せず上記標準報酬月額の遡及減額訂正が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 31 日から 61 年 10 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
同社には代表取締役として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、  
記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る商業登記簿謄本及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同社は、昭和 55 年 8 月 1 日に C 県 D 市で任意包括により厚生年金保険の適用事業所となっているが、同年 12 月 31 日に適用事業所ではなくなり、その後の 61 年 10 月 1 日に、再度、C 県 E 市で適用事業所となっていることが確認でき、申立期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、B 社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していないとしている。

さらに、複数の従業員は、「申立人は、申立期間において代表取締役であり、代表者印を管理し、社会保険事務の権限も有していた。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところ

であるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、契約した給与額に見合う標準報酬月額より低い。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のA社に係る雇用契約書に記載された日給から計算すると、30万円以上の給与が支給されており、22万円の標準報酬月額はあり得ないと申し立てている。

しかし、A社が加入するB厚生年金基金から提出された申立人に係る資格記録証明書によると、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額（22万円）と一致することが確認できる。

また、B厚生年金基金は、社会保険関係の届出書類について、「A社が健康保険組合分、厚生年金基金分及び社会保険事務所（当時）分の書類を複写式で記入し、まとめてC健康保険組合に提出し、同組合から当基金、社会保険事務所の順に回送している。」と供述しているところ、同社及び同組合も同様の供述をしていることから、同基金と社会保険事務所の双方が同じように事務処理を誤ったとは考え難い。

さらに、A社の申立期間当時の経理担当者は、「申立期間当時の記録は残していないが、同社では社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料より高い保険料を従業員の給与から控除するようなことはしない。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額（22万円）は、遡って訂正されるなど、不自然な記録を確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 26 日から 60 年 5 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) 及び C 社 (現在は、D 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A 社と C 社は関連会社で、同じビルの同じフロアにあった。入社以来、両社に継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社及び C 社の複数の同僚の回答から、申立人が申立期間に C 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C 社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 60 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる上、A 社及び C 社に係る事業所別被保険者名簿により、59 年 12 月 26 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し 60 年 5 月 1 日に C 社で被保険者資格を取得している者は、申立人のほかに 4 名いることが確認できる。

また、D 社は、「C 社は申立期間当時、厚生年金保険に未加入だったため、昭和 59 年 12 月 26 日から 60 年 4 月末日まで、給与から保険料を控除していなかった。同社が厚生年金保険に加入した同年 5 月から保険料を控除した。」と回答していることから判断すると、同社では、申立期間当時、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったことがうかがえる。

さらに、昭和 59 年 12 月 26 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し 60 年 5 月 1 日に C 社で被保険者資格を取得している複数の従業員は、「申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料を控除されていなかった。」と回答している。

加えて、B 社は、「当時の資料が無いことから、申立人の勤務状況や保険料控除について不明である。」と回答しているため、同社からも申立人に係る申立期間の厚生年金

保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる預金通帳、給与明細書等を保有しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から 48 年 2 月までの期間のうち 6 か月  
② 昭和 46 年 1 月 10 日から 48 年 1 月 20 日までの期間のうち  
6 か月

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の加入記録が無い。両社には、それぞれ長くて6か月ぐらいタクシー運転手として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の所在地をD県E区、F区又はG区としているところ、同社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、上記3区の区域を管轄する法務局には、A社の商業登記の記録が無いため、同社に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、A社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C社は、「当該期間当時の資料が無く、申立人の勤務等について不明である。」と回答しているため、同社から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、B社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認

することができない。

さらに、申立期間②にB社に1年以上勤務していた36名に照会したところ、16名から回答があったが、申立人を記憶している者がいないため、同社の従業員から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 24 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、平成 23 年 5 月 31 日に年金事務所に対し申立期間の賞与支払届を提出したが、時効のため保険料を納付できず、申立期間の標準賞与額は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録訂正の対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された申立人の申立期間に係る給与明細書（賞与）では、事業主により厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月1日から63年9月1日まで  
② 昭和63年9月1日から平成元年4月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の申立期間①当時の事業主の供述、複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、A社の申立期間①当時の事業主は、同社は厚生年金保険に加入していないとしている。

さらに、申立人が申立期間①において一緒に勤務していたと記憶している同僚6人に照会したところ、回答のあった4人のうちの二人は、申立期間①において厚生年金保険料は給与から控除されていなかったとしている。

申立期間②について、B社の回答書、複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、B社は平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、申立期間②においては厚生年金保険に加入していないことから、厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚6人に照会したところ、回答のあった4人全員が、厚生年金保険には平成元年4月1日から加入したとしており、このうち、二人は、申立

期間②において厚生年金保険料は給与から控除されていなかったとしている。

加えて、当時の経理担当者は、申立期間②において自身を含め全社員の給与から厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から28年10月1日まで  
② 昭和57年9月8日から平成4年3月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚5人のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、二人とも申立人のことを覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間①に被保険者記録がある従業員10人のうち連絡先が判明した一人に照会したところ、申立人を知らないと回答していることから、この者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間②について、B社から提出のあった申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）の資格取得日の記録及び申立人から提出された社員旅行の写真から、申立人が昭和57年9月8日から同年11月頃まで同社に勤務したことは推認できる。

しかし、B社は、申立人が退職したときに雇用保険の資格喪失手続きがされていなかったため、雇用保険の記録からは正確な退職日は不明であり、申立期間②当時の資料が無

く、申立人の勤務形態について不明と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、B社に勤務したときの同僚を覚えていない。そこで、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間②に被保険者記録がある従業員 12 人に照会したところ、回答があった9人のうち8人は、申立人を知らないと回答しており、当該従業員のうち、経理担当だった一人は、「申立人は在籍していたが、10年間も在籍していた事実は無い。また、会社としては、正社員は入社1か月後には本人の意思を確認した上で加入させていた。」と供述していることから、当時、同社では厚生年金保険の加入について、強制ではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和58年10月を除く57年9月から平成元年12月までの期間及び平成2年10月から4年3月までの期間に国民年金保険料を納付している上、昭和58年10月はC社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分給与所得の源泉徴収票及び年間集計表により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の給与計算及び社会保険事務を行っているB事務所が保管する健康保険組合の「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しによると、申立人は平成 19 年 5 月 1 日に健康保険の資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る平成 19 年 4 月、5 月度給与明細書及び年間集計表によると、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間である平成 19 年 4 月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月1日から36年8月30日まで  
② 昭和37年9月1日から39年7月1日まで  
③ 昭和42年1月21日から48年12月25日まで

A社B工場（現在は、C社）に勤務していた申立期間①及び②並びにD社に勤務していた申立期間③における厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①及び②については、申立人は、A社B工場に溶接工として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社は、申立人に関する人事記録は保管しておらず、当時の状況を知る者も在籍していないため、申立人の勤務状況や当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

また、申立人が唯一記憶しているA社B工場の同僚は、既に死亡しているため、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②において同社に勤務していた従業員を約20人抽出し、申立人の勤務状況等について照会したところ、12人から回答を得たが、申立人を記憶している者がいないことから、これらの者から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間③については、申立人が提出したE社F支社が発行した表彰状並びに元役員及び元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が溶接工として、D社において溶接業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが、昭和42年9月1日であることから、申立期間③のうち、同年1月21日から同年8月31日までの期間は適用事業所となっていない。

また、D社は、昭和59年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が唯一記憶しているD社の同僚は、既に死亡しているため、同社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③において同社に勤務していた従業員を約20人抽出し、申立人の勤務状況、同社における厚生年金保険の取扱い状況等について照会した結果、同社の元役員は、「申立期間②当時は、造船及びダム建設の事業の最盛期で、同事業に携わる溶接工は著しく不足しており、また、溶接工は、報酬等労働条件の良い会社間を渡り歩いていたため、当社を含めた同事業の下請企業各社は、溶接工を確保することが大変であった。こうした時代背景もあって、当社には、社員として雇用契約を結ぶ従業員以外に、請負契約による溶接工の従業員が多数在籍しており、これらの従業員は、厚生年金保険には加入させていなかった。また、当該期間において、当社が申立人を社員として雇用しながら、厚生年金保険に一度も加入させないということは考え難い。」と供述している上、元従業員も、「当該期間当時、同社には請負契約による従業員が多数いて、これらの従業員は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、D社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間③において健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月10日から33年7月1日まで  
平成 22 年9月に日本年金機構からハガキが来て、申立期間について、脱退手当金が支給されている記録が有ることを知った。脱退手当金の手続をした記憶も受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和 34 年3月2日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人に脱退手当金が支給されたとする昭和34年当時は、他年金との期間通算制度が無く、厚生年金保険被保険者は、20年以上の被保険者期間が無ければ、年金は受給できなかったところ、申立人は、当時、厚生年金保険被保険者期間が20年に満たず、また、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無いことから、申立人が当該脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月15日から36年8月1日まで  
② 昭和36年9月8日から40年8月22日まで

58歳のとき、将来の生活設計を立てるために社会保険事務所（当時）へ年金記録を確認に行き、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、脱退手当金は受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社（現在は、B社）に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年8月22日の前後各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす13名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、7名に支給記録が確認でき、そのうち5名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち1名は、「会社が脱退手当金の請求手続を行い、郵便局で脱退手当金を受け取った。」旨説明しており、また、当時の経理事務担当者は、「同社では総務課長が脱退手当金の説明を行い、その請求手続は年金事務担当者が行っていた。」旨説明していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年12月21日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月15日から45年2月1日まで  
昨年、日本年金機構から脱退手当金をもらった覚えの無い方は相談してほしい旨のはがきが来て、A社における厚生年金保険の加入記録があることを初めて知ったので、同社の被保険者期間について、厚生年金保険から脱退して、脱退手当金をもらうということは考えられない。脱退手当金を請求したり、受け取った記憶は一切無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年6月12日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社での勤務等について、「印刷会社の役員であった知人から、A社が発注した写真印刷の切取りや台紙への貼付けをする仕事を紹介された。仕事を始めるに際して、当該知人から就業手続はこちらですのからと言われたので、就業に関する手続を当該知人に委ねた。給与は、A社から支払われていたものの、仕事は、当該知人が自宅に持って来てくれて、自宅で行っていたため、同社に出社したことは一度も無かった。これらのことから、自分自身が同社において厚生年金保険被保険者になっていることすら知らなかった。」と供述しているところ、申立人は、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿からも明らかのように、同社において、申立期間に厚生年金保険被保険者となっているが、これは、申立人の業務の実施方法、内容等からみて、申立人の委任を受けた当該知人が申立人に代わり厚生年金保険への加入手続を同社に要請したことによるものと考えられることから、当該脱退手当金の請求手続についても、当該知人が申立人に代理して同社に要請したことにより行われた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月10日から47年8月7日まで  
年金の受給手続きをしたときに、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知ったが、そのままにしていた。平成22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関する厚生年金記録のお知らせが来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再認識した。  
しかし、私には、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたA社を退職した後の昭和49年2月\*日に姓が変わっているところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の欄においては、申立人に対する脱退手当金が支給決定されている同年5月24日に近接する同年3月23日に、申立人の姓が変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から47年10月1日まで  
平成22年9月に日本年金機構からはがきを受け取り、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、会社から脱退手当金について説明を受けたことも、脱退手当金を受け取った記憶もないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務したA社B支社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和48年2月13日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月16日から34年8月23日まで  
② 昭和34年12月4日から37年5月10日まで

年金受給時に社会保険事務所(当時)で申立期間について脱退手当金の受給記録があることを知った。しかし、会社から脱退手当金について説明を受けたことも、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶などもないので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②のA社に在職していた昭和36年10月\*日に婚姻しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄においては、申立人に対する脱退手当金が支給決定されている38年8月16日に近接する同年7月18日に、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月1日から34年2月10日まで  
② 昭和35年10月1日から40年4月16日まで

平成22年9月に日本年金機構からハガキが来て、申立期間について、脱退手当金が支給されている記録が有ることを知った。脱退手当金の手続をした記憶も受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社B工場に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月16日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する29名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む22名に支給記録が確認でき、そのうち16名は資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた2名は、「脱退手当金の請求手続は会社がしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年5月28日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月10日から35年8月1日まで

A事業所で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所は、B事業所に引き継がれ、両事業所で約5年間勤務した。証明するものは何も無いが、保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和35年8月1日）に被保険者となった従業員及び同僚の回答から、期間は特定できないものの、申立人は、A事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、A事業所は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A事業所の当時の事業主が所属していた協会に照会したところ、当該事業主は既に死亡したとの回答があり、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和35年8月1日）に被保険者となった従業員及び同僚の計6人に対し厚生年金保険料の控除状況について照会し、5人から回答を得たが、いずれの者も給与明細書等の資料を有しておらず、申立期間当時、A事業所に勤務した者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 10 日から 45 年 4 月 10 日まで  
A事業所（現在は、B事業所）で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が、昭和 44 年 9 月以降欠落している。次の会社への就職が決まってから退職しているはずであり、半年前に辞めることは無い。空白期間は無いはずなので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所は、「申立期間の申立人に係る資料が残っておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については分からない。しかし、申立期間当時から現在まで、1、2か月の試用期間を定める場合を除き、入所から退所まで社会保険に加入させており、退職と同時に厚生年金保険の資格を喪失させていたものと考えられる。」と回答している。

また、複数の従業員が社会保険事務担当者であったとする者に照会したが、回答を得られず、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A事業所で勤務していたときに、自分を含めて3人の若手がいたとして、そのうち同僚一人の氏名を挙げ、「自分は、彼と同じ時期に退職しているはずである。」と供述しているところ、当該同僚は、「申立人と自分とどちらが先に退職したかまでは正確に記憶していないが、自分と相前後して退職したように記憶している。」と回答、供述している。当該同僚は、昭和 44 年 11 月 24 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格喪失日は昭和 44 年 9 月 10 日、申立人の健康保険被保険者証は同年 9 月 30 日に回収された旨が記載され、訂正された形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 10 日から 34 年 3 月 31 日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社（B区C丁目）において自転車空気入れの組立てに従事していた旨主張している。

しかしながら、A社は商業登記簿によると、昭和 27 年 5 月に設立され、平成 14 年 12 月に株主総会の決議により解散しているが、同社の所在地は申立期間当時、B区D丁目にあり、申立人が主張するC丁目ではなかったことが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態等につき確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社に勤務していた複数の従業員に、申立人の勤務等について照会したところ、5人から回答があったが、申立人を記憶している者がおらず、また、そのうちの一人は、「同社は、当初、消防ポンプの製作をしていたが、仕事が無くなってきたので私が入社した昭和 32 年頃は、機械部品の組立てが主であった。自転車関連の仕事はしたことが無い。同社はC丁目ではなく、D丁目にあったので、場所も違う。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿で申立人の名前を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 4 月 22 日から同年 5 月 31 日まで  
② 平成 16 年 6 月 28 日から同年 10 月 31 日まで

派遣元であるA社の派遣社員として勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

派遣元の会社であるA社から提出された派遣元管理台帳によると、申立人が申立期間において同社の派遣社員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「当時の厚生年金保険の加入条件は、派遣期間が2か月超で、本人が加入希望する場合に加入させていた。申立期間に加入記録が無いのは申立人が希望していなかったのではないかとと思われる。」旨回答している。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から平成 11 年 5 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支払明細書の支給額に見合う標準報酬月額と相違している。給与辞令、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 3 年 5 月から同年 7 月まで、同年 10 月から同年 12 月まで及び 4 年 5 月から同年 7 月までの期間に係る標準報酬月額について、当該期間の給料支払明細書において確認できる、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額より高いが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 4 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 10 年 12 月に係る標準報酬月額について、当該期間の給料支払明細書より確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち平成 11 年 1 月から同年 4 月までの期間に係る標準報酬月額について、当該期間の給料支払明細書より確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、上記給料支払明細書のある期間を除く、昭和 63 年 1 月 1 日から平成 11 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、申立人から提出された A 社発行の昭和 63 年分から平成 11 年分の給与所得の源泉徴収票における各年の社会保険料等の金額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額よりも低い金額であると認められる。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月 1 日から 62 年 12 月 31 日までの期間について、A 社の現在の事業主及び元事業主は、「当時の資料は無く、保険料控除について不明である。」旨回答している。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保有していない上、当時の同僚からは保険料控除について確認できる供述は得られない。

加えて、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の被保険者資格記録照会回答票において、申立人に係る標準報酬月額に訂正等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月17日から37年3月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として牛乳配達の業務に従事していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の記録が確認できる上司及び複数の従業員が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社では、当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、申立期間当時のA社の元事業主及び同僚は、既に死亡しているため供述が得られない上、上記の上司は申立人を記憶しているものの、同社における社会保険の取扱い等についての回答は得られず、申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった26人のうち社会保険事務担当者を含む3人が、同社での社会保険の取扱いについて明確に記憶しており、同社では、中途採用の配達員は退職する者が多かったので、入社後、すぐには厚生年金保険に加入させず、6か月から1年くらいの期間を設け、上司の判断により加入時期を決めていた旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月 16 日から平成 4 年 3 月 1 日まで  
② 平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 6 月 30 日まで  
③ 平成 12 年 5 月から 15 年 7 月まで

A社で営業社員として勤務した申立期間①のうち5年程度の期間及びB社でパソコンの運用管理や通訳の仕事で勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、C社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。当時の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間のうち5年程度の期間は、A社に勤務していた旨主張しているところ、雇用保険の加入記録では、資格取得日が昭和 54 年 3 月 21 日、離職日が 55 年 6 月 20 日となっていることから、当該期間のうち、一部期間については同社において勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 2 年 11 月 1 日であり、当該期間のうち、申立人の勤務について確認できる期間を含む、昭和 48 年 9 月 16 日から平成 2 年 10 月 31 日までの期間については適用事業所として確認することができない。

また、A社は、平成 11 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立人が記憶する同僚 6 人についても、オンライン記録から同社の厚生年金保険被保険者としての記録が確認できず、連絡先も不明のため、

これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員5人に照会を行ったが回答が得られなかったところ、このうちの一人は、オンライン記録において、平成元年3月から2年10月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間①のうち昭和59年7月から60年2月まで及び同年4月から平成4年2月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人の居住区を管轄する区役所は、申立人が昭和56年11月6日から平成4年3月2日まで国民健康保険に加入している旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人のC社における厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年6月及び同年7月は30万円、同年8月から8年5月までは19万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年6月30日より後の同年11月8日付けで、7年6月に遡って9万2,000円に減額訂正する処理が行われており、さらに、同日付けで、申立人の資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、申立人が提出した給料支払明細書から、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成7年6月から同年8月までは15万円で、同年9月から8年5月までは19万円となり、減額訂正前の標準報酬月額より低い期間があるものの、現在のオンライン記録の標準報酬月額（9万2,000円）より高いことが認められる。

しかし、C社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）から上記の減額訂正処理について説明を受け同意した記憶は無い旨供述しているところ、C社に係る滞納処分票には、社会保険事務所から同社の代表者として、申立人が頻繁に滞納保険料の返済についての督促及び呼出しを受けていることが記載されている。

さらに、平成8年3月及び同年4月には、社会保険事務所の職員がC社を訪れて、申立人と保険料の返済計画について協議している旨の記載が確認できる上、同社の元取締役は、代表者印については申立人が管理していたと供述していることから、申立人が当該減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、C社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における標準報酬月額の訂正を認

めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、B社に勤務していたと主張しているところ、同社の元取締役の供述等から、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、オンライン記録から平成 22 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、同社の当時の事業主及び社会保険事務担当者に照会を行ったものの回答を得ることができず、申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚 3 人に照会をしたところ、そのうち二人から回答があり、両名とも申立人の記憶はあるものの申立人の厚生年金保険の取扱い等については記憶していないことから、これについて確認することができない。

さらに、オンライン記録では、申立人は、当該期間を含む平成 11 年 12 月から 16 年 5 月まで国民年金保険料の納付記録があることが確認できる上、申立人の居住区を管轄する区役所は、申立人が 8 年 8 月 1 日から 16 年 6 月 2 日まで国民健康保険に加入している旨回答している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社の工場で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社における申立人の記録を引き継いだ C 社より提出された人事資料に、「昭和 39 年 3 月 30 日採用」と記録されていることから、申立人が昭和 39 年 3 月 30 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C 社は、「申立人に関する記録は上記人事資料のみであり、申立期間の保険料控除等については確認できない。」旨回答している。

また、申立人の A 社における雇用保険の資格取得日は昭和 39 年 4 月 1 日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立期間の昭和 39 年 3 月中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる男性従業員 55 人のうち、連絡先の判明した 17 人の厚生年金保険及び雇用保険の記録を調査したところ、3 人については雇用保険の記録が確認できなかったものの、他の 14 人については、申立人と同様に厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者手帳番号払出簿の資格取得年月日は、昭和 39 年 4 月 1 日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる上、上記被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の資格取得日と同時期の昭和 39 年 3 月に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員のうち、A 社において新規に手帳記号番号が払い出された 93 人についても、申立人と同様に、

上記払出簿の資格取得年月日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していることが確認できる。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないため、当時の同僚から、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで  
② 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与が下がった記憶は無いので、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、B社の取締役であった申立期間②の標準報酬月額が実際の報酬月額より低い。保険料の滞納があったために社会保険事務所（当時）に呼び出され、役員の標準報酬月額を修正して帳尻を合わせると言われたが、元の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当該期間当時及び解散時の事業主は既に死亡していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

さらに、申立人は、経理担当者及び従業員に照会することには同意しないとしていることから、当該期間当時の経理担当者等から当該期間当時のA社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の昭和 58 年 10 月の標準報酬月額は、30 万円と決定されていることが確認できるところ、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における当該期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成6年3月28日付けで、5年4月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間②及び上記減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納処理のために社会保険事務所に呼び出され、他の代表取締役とともに当該社会保険事務所に出向き、自らの標準報酬月額の引下げに同意した。」旨供述しており、同社の代表取締役として、当該期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで  
A社に平成 13 年 7 月 1 日に入社し、15 年 3 月末まで派遣社員として在籍しており、社会保険料は給与から控除されていたと思う。派遣先のB社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているため被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 15 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主からの回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、連絡先が確認できた被保険者 16 人に照会した結果、回答のあった 4 人は、派遣先が異なるため申立人とは面識が無く、申立人の勤務実態について回答が得られなかった。

さらに、上記回答のあった 4 人のうち 3 人は、厚生年金保険に加入したのは、入社してから 3 か月から 12 か月後であったと供述していることから、A社では、派遣社員を採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、採用して一定期間を経過後加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

加えて、派遣先のB社は、申立人に係る個人契約書は無いとしている上、申立人は派遣先の上司についても、姓のみしか記憶していないことから、照会を行うことができず、また、同社の従業員は、「保管していた部内の年度末の懇親会（平成 14 年 2 月）の写真には、申立人が写っている。」としているものの、当該写真をもって申立人の勤務及び保険料控除を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うとしているが、申立期間に係る厚生年金保険料控除が確認できる給与明細

書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から52年1月まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額と給与額にかなり開きがあるように見られる。確定申告書控を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和41年1月から51年12月までの期間の標準報酬月額については、確定申告書控の給与収入金額のおおむね12分の1の金額である3万5,000円から17万4,000円と主張している。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、A社は平成12年6月に解散しており、申立期間当時の資料は処分したので、申立人の申立期間における給与支給額、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除額等について不明である旨回答している。

また、申立期間のうち昭和41年1月から51年12月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額を基に算出した各年の社会保険料額は、各年の確定申告書控における社会保険料控除額を大幅に上回っていることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除が行われたとは認めがたい。

さらに、当該期間のA社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている標準報酬月額（2万8,000円から8万円）を基に算出した各年の社会保険料額は、各年の確定申告書控における社会保険料控除額を多少上回る年があるものの、おおむね一致していることが確認できる。

加えて、申立期間のうち昭和52年1月については、申立人は同月の標準報酬月額は16万円であったとしているが、確定申告書控には、A社からの給与額が記載されていないものの、雇用保険支給台帳における離職時賃金日額を基に算出した月額は約10万8,700円となり、申立人が主張する標準報酬月額とは相違している。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿において、標準報酬月額等に訂正が行われた形跡は無く、当該記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月頃から同年12月頃まで

A氏が所有するB丸に乗船した期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間中、同船舶には継続して乗船し、船員保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を所持していないことから、B丸における雇入れ及び雇止めの時期が不明である上、同船舶の当時の船舶所有者は既に死亡していることから、同船舶における申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したところ、「申立人が、申立期間中、同船舶に乗船していた記憶が無い。」旨供述している上、「申立人が記憶しているとする事業主と船長は、当方の所持している船員手帳の記録では事業主及び船長とも別人である。申立人が船員手帳を所持していなければ、雇入れ・雇止めの期間が分からず、船員保険被保険者名簿に名前が無い以上船員保険料が控除されることはないと思われる。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において船員保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳から、申立期間における船員保険被保険者の資格得喪の記録は確認できなかった。

さらに、申立人がB丸の船長であったと記憶している者は船員手帳及び船員保険被保険者名簿から、申立期間中、別の船舶において乗船し船員保険加入記録があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで  
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には昭和 55 年 4 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所の元代表者及び取引先の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同事業所で勤務していたことは推認される。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A事業所の元代表者は、「申立人は覚えているが、当事業所は、個人事業であることから厚生年金保険適用事業所にはなっておらず、申立人は厚生年金保険には加入していない。私自身は国民年金に加入していた。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月13日から23年7月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社同支店には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部から提出のあった同社の任免記録から判断すると、申立人は、申立期間において継続して同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社本社人事部は、「申立期間当時の厚生年金保険の関係資料は保存されておらず、入社後の試用期間の有無及び厚生年金保険の取扱いは分からない。」旨供述しており、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の元従業員に照会したが、「申立期間当時は、入社しても見習期間があり、すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」旨供述している上、申立人と同じ昭和23年7月1日に資格取得している複数の従業員は、入社後、2か月から2年程度の期間を経て厚生年金保険に加入していることが確認できるなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人は、昭和23年7月1日にA社B支店において厚生年金保険の資格を取得している旨記録されており、これは、オンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和23年7月1日）と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 9 日から 33 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで

平成 22 年 5 月頃、年金事務所からの回答文書により、申立期間①について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私は、申立期間①に勤務したA市のB病院（現在は、C病院）の離職については、D県内の実家で病気静養中に同病院に退職する旨を伝え、当該脱退手当金の支給日とされる日には同県内の実家で静養しており、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、当該脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。昭和 44 年 10 月から 46 年 10 月まで、E病院の外科病棟に、准看護師として夜間勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録において、申立期間①に係る脱退手当金が昭和 33 年 10 月 17 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたB病院に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 2 月 28 日の前後各 4 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む 21 人中 15 人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 12 人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 7 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録のある複数の従業員は、「病院が脱退手当金の請求手続をしてくれたと思う。」と供述をしていることを踏ま

えると、同病院は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和33年10月17日に支給決定されている。

なお、申立人は、「脱退手当金が支給されたとする頃には、病気静養のため、D県内の実家に居住しており、脱退手当金を受け取ることはできなかった。」と申し立てているが、脱退手当金の受給については居住地近くの金融機関において行うことが可能であり、また、本人が委任した者による受領も可能であったことから、B病院の所在地から離れたD県内に居住し、病気静養していたことをもって脱退手当金の受給ができないとは言えず、このほか脱退手当金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②において、E病院の外科病棟に准看護師として勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶していた同病院の同僚は、「申立人が同病院に勤務していたことは間違いないが、勤務していた期間は記憶に無い。」としていることから、期間は特定できないが、申立人が同病院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E病院の人事担当者は、「申立人に係る人事記録が無いため、申立人が当病院に勤務していたかどうかは不明であるが、仮に、勤務していたとしても、人事記録が無いことから、申立人は臨時職員であったと思われる。そして、当病院では、臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかったため、申立人についても、厚生年金保険には加入していなかったはずである。」と供述している。

さらに、申立期間②当時のE病院に係る事業所別被保険者名簿においては、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、また、申立期間②における申立人の雇用保険の加入記録についても、F公共職業安定所では確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月16日から45年2月17日まで  
② 昭和45年5月27日から48年7月30日まで

昨年秋に、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社を退職後に申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。私は、申立期間の前に勤務した期間については脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前のB社外3社に勤務した8年1か月間の厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を受給したとしており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 1 日から 26 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記録されているとともに、申立期間に勤務していたA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「退」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和26年7月26日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人に脱退手当金が支給されたとする昭和26年当時は、他年金との期間通算制度が無く、厚生年金保険被保険者は、20年以上の被保険者期間がなければ、年金は受給できなかったところ、申立人は、当時、厚生年金保険被保険者期間が3年5か月しかなく、また、再就職する意思が無かったとしていることから、申立人が当該脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 16 日から 43 年 6 月 16 日まで  
平成 22 年 9 月に、日本年金機構からのハガキを受け取り、申立人について脱退手当金の支給記録があることが分かった。申立人は、平成 20 年に他界しており、断定はできないが、脱退手当金を受給したということを知ることが無いので、調査の上、支給記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 43 年 8 月 21 日に支給決定されていることが確認できること、申立人が申立期間に勤務していたA事業所の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 6 月 16 日の前後の 5 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む 10 人中 4 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 3 人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定記録のある女性の一人は、「脱退手当金を受け取った。退職時に会社の総務係から、一時金で脱退手当金を受け取った方がいいですよねと言われ、会社が脱退手当金の手続をしてくれた。」と供述していること、また、申立人と同時期に同事業所に勤務していた別の女性は、「申立人は、結婚で同事業所を辞める時に、一時金で脱退手当金をもらうことにしたと話していた。」と供述していることなどを踏まえると、同事業所は、脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同事業所が代理請求を行ったと考えるのが自然である。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支

給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年8月21日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 20164 (事案 2193 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月8日から34年3月まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録訂正は必要でないとの通知を受けた。しかし、この判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、住所が確認できた申立人と同時期に入社した元従業員12人に照会したが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態等についての供述を得ることができなかったこと、申立期間当時の人事・労務担当者及び総務担当者の両名に照会したが、両名とも申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る取扱いについて聴取することができなかったこと、申立人は厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について明確な記憶が無いことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社B工場に入社する際に同社同工場の元工場長から紹介されたとし、当時の社会情勢からも、入社後1か月で退社することはあり得ないとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が申立期間当時のA社B工場における上司及び同僚として名前を挙げた者は、所在が不明又は既に死亡しており、同社同工場の申立期間当時の人事・労務担当者及び総務担当者に再度照会したが、申立人を記憶しておらず、また、申立人

が所属していたとする同じ係で申立期間も勤務していたとする元従業員は、申立人についての記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間に同社同工場に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、申立期間にC大学の夜間部に在籍しながら、A社B工場に午前8時から午後5時まで勤務していたとしている。

しかしながら、C大学によると、申立人は昭和30年4月1日から34年3月25日まで同大学に在籍し、昼間部の学生であったとしていることから、申立人が当該期間にA社B工場において、日々午前8時から午後5時まで勤務していたとは考え難い。

なお、申立人はA社B工場に入社する際に、同社同工場を退職していた元工場長に紹介された旨供述しているが、当該者は申立人が入社した時点では同社本社に在職していたことが確認できるほか、申立人は同社同工場に昭和34年3月まで勤務していたと申し立てていたが、その後、33年12月までであったと供述するなど、申立人の申立期間当時の記憶には曖昧な箇所が見られる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年頃から 53 年頃まで  
② 昭和 54 年頃  
③ 昭和 55 年 3 月 28 日から 56 年 11 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主、当該期間当時の総務担当者及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がアルバイトとして同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社の事業主及び上記総務担当者は、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

また、申立人は、本件申立て後において、上記総務担当者からの説明を受け、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったことを了承したと供述している。

申立期間②について、昭和 54 年 1 月にB社に入社したとする同僚が、申立人はアルバイトとして1か月程度同社に勤務していたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 64 年 1 月 1 日であり、当該期間は適用事業所となっていない。

また、B社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から厚生

年金保険料は控除していなかったと供述している。

申立期間③について、C社の当該期間当時の事業主は、同社に保存されている記録から、申立人は、昭和55年3月28日から勤務していたと供述していることから、申立人は当該期間も同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記事業主は、申立人が入社当時は社会保険への加入を拒んだので、厚生年金保険に加入させておらず、申立人が結婚したのを契機に厚生年金保険に加入するように勧め、加入させたことを記憶しており、また、申立人が厚生年金保険に加入する前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

また、申立人のC社における雇用保険の資格取得日及び同社が加入しているD厚生年金基金の資格取得日は、昭和56年11月1日となっており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から 43 年 4 月まで  
② 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 10 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元従業員が、申立人は同社で広告制作のコピーライターとして働いていたと思うと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社の業務に携わっていたことはうかがえる。

しかしながら、A社の複数の元従業員は、同社にはフリーランスで働く者が多数いたが、厚生年金保険には正社員のみが加入していたとしているところ、申立人を記憶している上記元従業員は、申立人の雇用形態については不明としている。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在が不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、当該期間に勤務したA社の所在地はC市であったとしているが、同社に係る商業登記簿謄本によると、当該期間より前の昭和 39 年 10 月 1 日にC市からD市に移転していることが確認できるとともに、厚生年金保険の適用事業所名簿でも、同社の所在地が同日にC市からD市に変更になっていることが確認でき、上記元従業員は、同社がD市に移転した際に、C市の事務所は閉鎖になったと供述している。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間は国民年金に加入し、その保険料は納付済みであることが確認できる。

申立期間②について、B社の元事業主が申立人の同社での勤務を記憶していることか

ら、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、B社の元事業主は、当該期間当時の資料は保有していないが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、当該期間に国民年金に加入し、その保険料の納付を免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。